

2006年7月作成

ご契約のしおり・約款、重要事項説明書（注意喚起情報）

医療保険

<無配当>



 富士生命

この冊子には、ご契約についてぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくまとめた「ご契約のしおり」と、ご契約から消滅までのとりきめを説明した「約款」が記載されています。必ずご一読いただき、大切なご契約内容についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、巻末には、特にご注意いただきたい重要事項を記載した「重要事項説明書（注意喚起情報）」が綴じ込まれておりますので、必ずご確認のほどお願い申し上げます。

目次

お願いとお知らせ

1. 申込書は、ご自身で正確に記入してください。…………… 2
2. 保険契約の締結について…………… 2
3. ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）…………… 2
4. お客様に関する情報のお取扱いについて…………… 3
5. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について…………… 4
6. 申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知る場合があります。…………… 6
7. 保険金額等が削減される場合…………… 6
8. 生命保険契約者保護機構について…………… 7
9. 新たな保険契約への乗換えについて…………… 9
10. 契約確認・保険金給付金確認制度について…………… 9
11. 当社の組織形態について…………… 9
12. ご契約についての相談・照会・苦情について…………… 10

主な保険用語のご説明…………… 12

ご契約のしおり

保険の特長としくみについて

1. 医療保険の特長としくみ…………… 14

保険金・給付金などの支払いについて

2. 主契約の給付金支払いと保険料払込免除…………… 15
3. 特約を付加されるお客様へ…………… 15
4. ご家族に対する保障…………… 17
5. ご契約の自動更新について…………… 18
6. 保険金・給付金などをお支払いできない場合…………… 19

ご契約に際して

7. 保険契約の無効について…………… 21
8. 健康状態や職業などの告知義務…………… 21
9. ご契約のお断りと特別条件…………… 22
10. 告知が事実と相違する場合…………… 22
11. 保険証券の確認…………… 23
12. 保障の責任開始期…………… 24
13. 保険料をまとめて払い込む方法…………… 25

ご契約後について

14. 保険料の払込方法について 26

15. 保険料率の変更 27

16. 払込猶予期間とご契約の効力 27

17. 効力を失ったご契約の復活 28

18. お払込みが困難なときの継続方法 28

19. 保険金・給付金など支払いの際の保険料清算 29

20. ご契約の解約と解約返戻金 31

21. 保険契約者・保険金受取人の変更 32

22. 住所変更などの場合 33

23. 保険金・給付金の請求訴訟 33

24. 生命保険と税制上の特典 34

保険金・給付金などのご請求方法 36

約 款

医療保険普通保険約款 37

入院初期給付特約 52

終身保険特約 59

定期保険特約 64

退院後療養特約 70

がん入院特約 76

がん診断給付金特約 83

無事故給付金特約 89

特別条件付保険特約 93

保険料口座振替特約 95

保険料口座振替特約（団体扱・集団扱用） 97

団体扱特約Ⅰ 98

団体扱特約Ⅱ 100

集団扱特約 101

重要事項説明書（注意喚起情報） 巻末

保険会社からのお願い

店舗一覧

説明事項ご確認のお願い

1. 申込書は、ご自身で正確に記入してください。

- 申込書はご自身で記入し内容を充分お確かめのうえ、署名と押印をしてください。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際には、必ず当社所定の保険料等領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

2. 保険契約の締結について

< 保険契約締結の「媒介」と「代理」について >

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

< 生命保険募集人について >

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行なうことが出来ます。当社の生命保険募集人（担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

・ 保険契約の復活 ・ 特約の中途付加 など

それぞれのお手続きの内容について、くわしくは「ご契約のしおり」の「ご契約後について」の項をご覧ください。

尚、お客さまの担当者である当社生命保険募集人の身分・権限等に関するご確認を希望される場合には、下記照会先までご連絡願います。

< 照会先 >

お客様サービスセンター ☎0120-211-901

お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

3. ご契約のお申込みを撤回することができます。（クーリング・オフ制度）

1. お申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）はご契約の申込日または保険料等領収証（保険業法 第309条第1項第1号に定める書面です。）の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば書面により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。ただし、6.の場合を除きます。
2. お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により支店または本社宛発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、住所、領収証番号を記載し、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申込みの撤回等をする旨記載してください。
3. お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。

4. 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
5. お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
6. つぎの場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
 - ①当社が指定する医師の診査が終了したとき
 - ②債務履行の担保のための保険契約であるとき
 - ③既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加など）のとき
 - ④法人をご契約者とする保険契約であるとき
- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、撤回等を申し出られた支店または本社宛ご連絡してください。
- 生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。

4. お客様に関する情報のお取扱いについて

1. 当社は、このご契約に関してご提供いただきました医療情報などの機微（センシティブ）情報を含むお客様の個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
 - ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
2. 本契約の申込人および被保険者には、お申込みいただいた保険契約に関する個人情報につき、上記1の①から④の目的のため下記①から⑤の提供・利用をすることにつき同意いただきたくお願い申し上げます。なお、ご同意いただけない場合には、本契約をお引き受けすることができませんのでご了解ください。
 - ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断するために医師、面接士、契約等確認会社、業務委託先、金融機関、他の保険会社等に対して個人情報を提供すること。
 - ②各種保険商品の開発・サービスの充実等のために個人情報を富士火災グループ内で共同利用すること。
 - ③各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断する上で参考にするために、個人情報を社団法人生命保険協会や他の生命保険会社等と共同利用すること。
 - ④富士火災海上保険株式会社やグループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を共同利用すること。
 - ⑤再保険契約の照会・締結や再保険契約に基づく通知、再保険金の請求のために、個人情報を再保険会社（再々保険以降の出再先を含む）に提供すること。

※ 2-②, ④の共同利用について

 - ア. 当社は、各種保険商品の開発・サービスの充実等のために個人情報を富士火災グループ内で共同利用すること（2-②）や、富士火災海上保険株式会社やグループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を共同利用すること（2-④）があります。
 - イ. 共同利用するデータ項目は、住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、その他申込書

等に記載されたご契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容です。

ウ. 共同利用する個人データの管理責任者は、富士生命保険株式会社です。

3. 当社グループ各社の範囲、グループ会社・提携先企業との共同利用、各種商品やサービスの一覧および個人情報保護方針については当社ホームページ（<http://www.fujiseimei.co.jp/>）をご覧ください。
4. お客様から、ご自身に関する情報の開示・訂正・利用の停止・消去のご請求があった場合は、ご本人からの申し出であることおよびご請求理由を確認させていただいた上で、適正に対応します。また、個人情報のご変更や当社のお取扱いに関するご連絡、ご質問あるいはご苦情がございましたら、当社お客様サービスセンターにお問い合わせください。

5. 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業共同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して

登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターまたはお近くの当社支店にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきますことがあります。

平成17年1月31日から、当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示

を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社が定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターまたはお近くの当社支店にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

富士生命保険株式会社 お客様サービスセンター
 フリーダイヤル：0120-211-901
 （月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00）
 ホームページ：<http://www.fujiseimei.co.jp/>

6. 申込書等の内容を富士火災海上保険(株)が知ることがあります。

当社は、業務または事務の一部を富士火災海上保険株式会社に委託しております。従いまして、申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、富士火災海上保険株式会社が知ることがあります。

7. 保険金額等が削減される場合

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、当社は生命保険契約者保護機構に加入していません。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

・お問い合わせ先 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

8. 生命保険契約者保護機構について

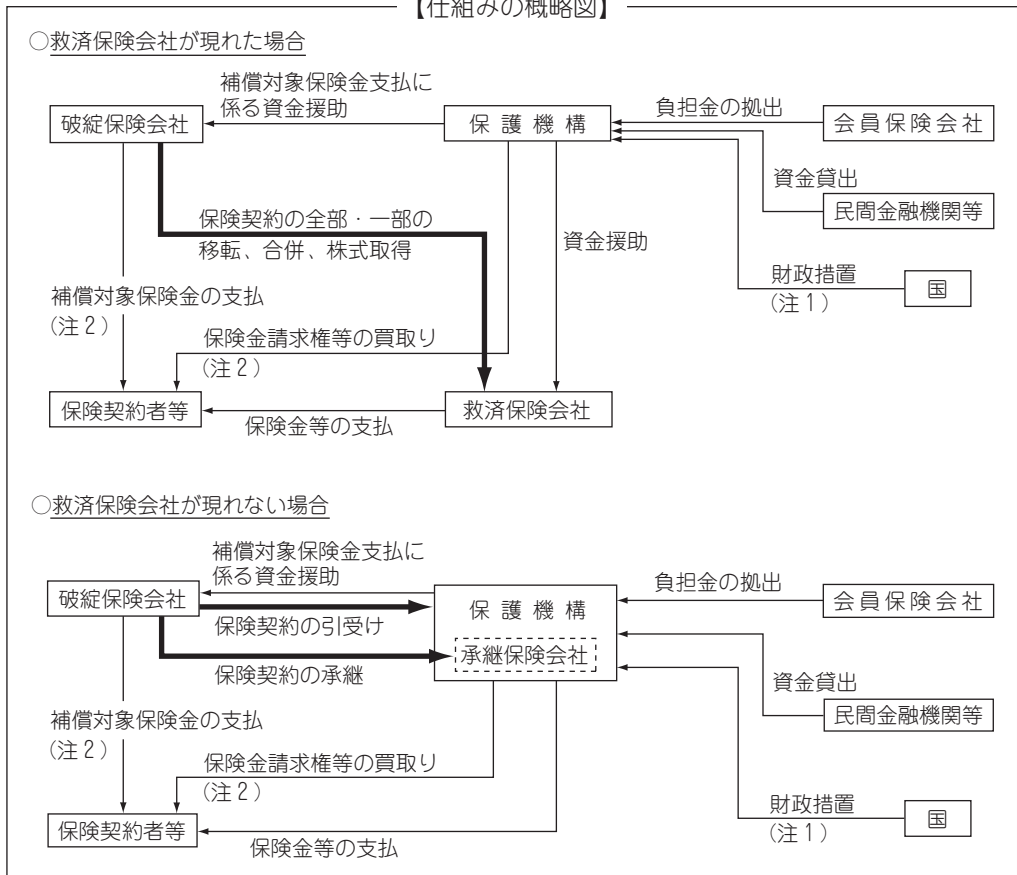
○当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
 - ※1. 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
 - ※2. 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
 - ※3. 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
 - ※4. 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成21年（2009年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9. 新たな保険契約への乗換えについて

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となり、ご契約後短期間で解約の場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 新たにお申込みになるご契約は、被保険者の健康状態によってはご契約いただけないことがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

また、詐欺による契約の無効の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・無効となることもありますので、ご注意ください。

10. 契約確認・保険金給付金確認制度について

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料のお支払いの免除のご請求の際、ご契約のお申込（告知）内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。その節にはよろしく願いいたします。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

（事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いいたしません。）

11. 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

12. ご契約についての相談・照会・苦情について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては当社のお客サービスセンターまでご連絡ください。
また、お申込みいただいた内容をご確認されたい場合もこちらへお問い合わせください。

お客様サービスセンター TEL 0120-211-901

お問い合わせ時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

- (社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

約 款

ご契約から消滅までの契約内容を記載したものです。

主契約 と 特 約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

保険証券

ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人をいいます。

被保険者

生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。

保険金受取人

ご契約者が指定した保険金を受け取る人をいいます。

保険金

被保険者の死亡・高度障害のときなどに支払われるお金のことです。

給付金

災害により身体に障害が生じたとき、災害または疾病により入院されたとき、手術を受けられたときなどに支払われるお金のことです。

保険料

ご契約者からお払込みいただくお金のことです。

告知義務 と 告知義務違反

ご契約者と被保険者には、ご契約のお申込みや復活、復旧などをされるときに、現在の健康状態や職業・過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことについてありのままを報告していただきます。これを「告知義務」といいます。おたずねした重要なことについて、報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務に違反したことになり、当社は、ご契約の効力を消滅させることができます（解除）。

診 査

診査扱いのご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士（医師ではないが、生命保険協会が定める資格を有する者）の面接報告による方法もあります。

契約年齢

ご契約時の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

責任開始期

当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。

契約日

通常は保障開始の日（責任開始期）をいい、契約年齢・保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と責任開始期が異なる場合があります。

契約応当日

ご契約後の保険期間中にむかえる契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。

払込期月

保険料をお払込みいただく月のことで、払込方法に応じてむかえる契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

保険年度

契約日から起算して、満1か年を第1保険年度といい、以下順次第2保険年度、第3保険年度、……となります。

第1回保険料 充当金

申込時に払い込まれるお金のことで、契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

責任準備金

将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。

失 効

猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、契約の効力が失われることです。

解約返戻金

ご契約が解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。短期間で解約されますと、返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

1

医療保険の特長としくみ

1. 特長

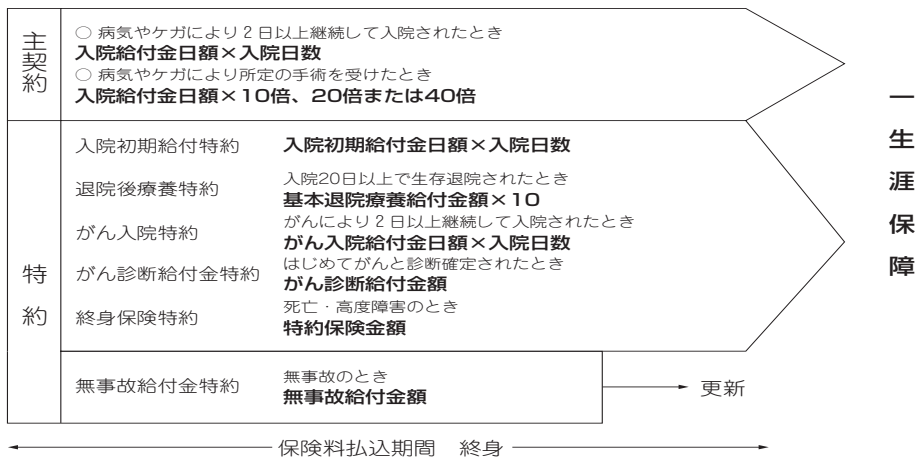
この保険は、入院または手術による医療保障を主な目的とした保険です。

- (1) 各種の特約をおつけになることによって保障を充実させることができます。
- (2) 病気やケガで2日以上入院された場合に入院給付金をお支払いします。
- (3) 1入院の支払限度に応じて3種類の型があります。
 - 疾病入院給付金・災害入院給付金の1入院あたりの支払限度により、つぎの3つの型から選べます。

支払限度の型	支払限度日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1095日
120日型	120日	1095日
1095日型	1095日	1095日

- (4) 「災害不担保特則」を適用されますと、災害入院給付金および災害を原因とする手術等についての保障はなくなりますが、その分割安な保険料で加入できます。
- (5) 終身タイプと有期タイプの2種類より選択できます。有期タイプの場合、保険期間の満了後、健康状態にかかわらず会社所定の範囲で自動的に契約を更新することができます。くわしくは、5. ご契約の自動更新についてをご覧ください。
- (6) 無配当ですので、配当金はありませんが、割安な保険料になっています。

【しくみ図】 終身タイプの場合



- ◆ 「解約返戻金のない保険契約に関する特則」を適用されますと、保険期間を通じて解約返戻金はありませんが、その分割安な保険料で加入できます。
- ◆ お申し込みにあたっては、以下の内容について充分ご了解、ご確認いただいたうえで、重要事項説明書（注意喚起情報）の「了解・確認欄」に署名、押印をしてください。

・ 「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が適用された主契約および特約（終身保険特約、定期保険特約を除きます。）については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

<主たる被保険者が死亡されたとき>

- ◆ 主たる被保険者が死亡されたときから、ご契約は消滅します。そのときの解約返戻金はありません。

被保険者が死亡されたときは、ただちにご連絡ください。

2

主契約の給付金支払いと保険料払込免除

1. 給付金のお支払い

お支払いする給付金	給付金受取人	お支払い事由
疾病入院給付金	主たる被保険者	被保険者が保険期間中に疾病の治療を目的として2日以上継続して入院したとき
災害入院給付金		被保険者が保険期間中に不慮の事故による傷害の治療を目的として2日以上継続して入院したとき
手術給付金		被保険者が保険期間中に疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として所定の手術を受けたとき

疾病入院給付金、災害入院給付金のお支払限度は、つぎのとおり、型により異なります。

60日型 …… 1回の入院の支払限度は60日

120日型 …… 1回の入院の支払限度は120日

1095日型 …… 1回の入院の支払限度は1095日

いずれの型の場合も通算支払限度は1095日です。

2. 保険料払込免除

主たる被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき、または不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

(注)「所定の高度障害状態」については、普通保険約款「別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

(注)「所定の身体障害の状態」については、普通保険約款「別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

3

特約を付加されるお客様へ

つぎの特約を付加されますと、入院初期の保障、退院時の保障、万一の場合の保障、がんを対象とする保障、無事故の場合の保障などがさらに充実します。

特約の名称	お支払いする保険金・給付金	お支払事由	お支払額	給付金・保険金受取人
入院初期給付特約	入院初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> 主契約の疾病入院給付金の支払われる入院をしたとき（入院初期疾病給付金） 主契約の災害入院給付金の支払われる入院をしたとき（入院初期災害給付金） 	入院初期給付金日額×入院日数 1入院の限度は7日 通算限度は60日	主契約の給付金の受取人

特約の名称	お支払いする保険金・給付金	お支払事由	お支払額	給付金・保険金受取人
退院後療養特約	退院療養給付金	主契約の入院給付金の支払われる入院をした場合で、入院日数が20日以上となる入院後、生存して退院したとき	基本退院療養給付金額×10	主契約の給付金の受取人
がん入院特約	がん入院給付金	責任開始期（＊）以後の保険期間中に次の条件を満たす2日以上の継続入院をした場合 （1）責任開始期以後にがんと診断確定された場合 （2）がんの治療を目的とする入院であること	がん入院給付金日額×入院日数 1入院の限度は支払限度の型によります。 通算限度は1095日	主契約の給付金の受取人
がん診断給付金特約	がん診断給付金	責任開始期（＊）以後の保険期間中に初めてがんと診断確定された場合 ※がん診断給付金のお支払いは保険期間を通じて1回のみとなります。 ※「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は支払対象となりません。	がん診断給付金額	主契約の給付金の受取人
終身保険特約	特約死亡保険金	被保険者が死亡したとき	特約保険金額	特約死亡保険金受取人
	特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当したとき		主契約の給付金の受取人
定期保険特約	特約死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	特約死亡保険金受取人
	特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として特約保険期間中に高度障害状態に該当したとき		主契約の給付金の受取人
無事故給付金特約	無事故給付金	被保険者が保険期間満了時に生存し、かつ、保険期間中に災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金のいずれもが支払われなかったとき ※この特約のみの解約はできません。なお、主契約の給付金が支払われた場合には、この特約についての解約返戻金はありません。	無事故給付金額	保険契約者

＊責任開始期……がん入院特約、がん診断給付金特約についての責任開始期は主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。（12. 保障の責任開始期 をご覧ください。）

＊責任開始期前のがん診断確定による無効……被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までのがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効となります。（がん入院特約・がん診断給付金特約）

<解約返戻金のない保険契約に関する特則>

- 主契約に「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が適用されている場合は、つぎの特約についても保険期間を通じて解約返戻金はありません。
 - ・入院初期給付特約
 - ・退院後療養特約
 - ・がん入院特約
 - ・がん診断給付金特約
 - ・無事故給付金特約
- この特則のみの解約はできません。

<災害不担保特則>

- 主契約に「災害不担保特則」が適用されている場合は、つぎの特約についても災害不担保特則が適用されます。
 - ・入院初期給付特約
 - ・退院後療養特約
 - ・無事故給付金特約
- この特則のみの解約はできません。

4

ご家族に対する保障

1. ご家族に対する保障が得られます。

医療保険（主契約）、入院初期給付特約、退院後療養特約、がん入院特約については、主契約の被保険者を保障する「本人型」のほかに、ご家族まであわせて保障する「家族型」があります。

2. 家族型は選択できます。

保険契約者はつぎのいずれかの型を選択できます。また、被保険者の範囲は以下のとおりです。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	・主たる被保険者 ・配偶者 ・子
本人・配偶者型	・主たる被保険者 ・配偶者
本人・子型	・主たる被保険者 ・子

3. 保障額

配偶者および子の保障額は、主たる被保険者の60%です。

4. ご家族の範囲

配偶者	主たる被保険者と同一戸籍に記載の配偶者の方
子	主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満のお子さま。お子さまが満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき、または満20歳未満であっても結婚・養子縁組などによって戸籍が異動したときは、被保険者の資格がなくなります。

<ご注意>

- ご家族の範囲は、主たる被保険者と同一戸籍に記載の配偶者、お子さま（満20歳未満）です。配偶者が戸籍上の異動により主たる被保険者の配偶者でなくなったときには、被保険者の資格がなくなります。

お子さまが満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえたとき、または満20歳未満であっても結婚、養子縁組などによって戸籍が異動したときには、被保険者の資格がなくなります。末のお子さまが満20歳に達した日の直後の年単位の契約応当日をむかえる場合など、配偶者またはすべてのお子さまが被保険者の資格を失うこととなったときには、被保険者の型の変更手続をとられるようお願いいたします。

- 子を含む家族型（本人・配偶者・子型または本人・子型）の場合、特約締結後に出生した子ども自動的に被保険者の範囲に含まれます。

5

ご契約の自動更新について

1. 医療保険（有期型）の更新について

- ◆ご契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、この保険は、保険期間満了の日の翌日に自動更新されます。
- ◆この保険の更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、99歳の範囲内で保険期間を変更することがあります。
- ◆この保険の更新後の入院給付金日額は、更新前の入院給付金日額と同一とします。
- ◆この保険の更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。したがって、この保険の更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。
- ◆つぎの場合には自動更新のお取扱いをいたしません。
 - 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
 - 保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - 保険料払込期間が保険期間より短いとき

2. 特約の更新について

つぎの特約を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、ご契約者から特約の保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がない限り、これらの特約は保険期間満了の翌日に自動的に更新されます。

- | | |
|------------|-------------|
| ・ 定期保険特約 | ・ がん入院特約 |
| ・ 入院初期給付特約 | ・ がん診断給付金特約 |
| ・ 退院後療養特約 | ・ 無事故給付金特約 |

ただし、つぎの場合には、更新を取扱いません。

- ◆更新後の特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
- ◆更新後の特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込満了日をこえるとき
- ◆主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

<ご注意>

更新については、つぎの点にご注意ください。

- ◆更新後の各特約には更新日の各特約条項を適用し、各特約の保険料は更新日のその被保険者の年齢、保険料率により計算します。（各特約は、同一の保障内容で更新される場合、更新後の特約保険料は通常更新前より高くなります。）
- ◆更新後の各特約の保険期間は、更新前と同一とします。
ただし、99歳の範囲内で、保険期間を変更することがあります。（無事故給付金特約は保険期間を変更しての更新はありません。）
- ◆更新後の各特約の保険金額などについて
 - 更新後の各特約の保険金額・入院給付金日額・入院初期給付金日額・診断給付金額・基本退院療養給付金額・無事故給付金額は、更新前と同一とします。
 - 無事故給付金特約が保険料払込免除となった場合、自動更新のお取扱いをいたしません。
 - すでに給付金等のお支払があるときは、そのお支払額を更新後の特約の支払限度に通算します。

6

保険金・給付金などをお支払いできない場合

つぎのような場合には、給付金、保険金等のお支払事由が生じても給付金、保険金等のお支払いはいたしません。

1. 免責事由に該当した場合

＜主契約＞

1. 保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失
2. 当該被保険者の犯罪行為
3. 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
4. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
5. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
6. 当該被保険者の薬物依存（疾病入院・手術のみ）
7. 地震・噴火もしくは津波または戦争その他の変乱（*）

＜入院初期給付金＞

1. 保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失
2. 当該被保険者の犯罪行為
3. 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
4. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
5. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
6. 当該被保険者の薬物依存（入院初期疾病給付金の場合）
7. 地震、噴火または津波（*）
8. 戦争その他の変乱（*）

＜特約死亡保険金＞

1. 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺
2. 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意
3. 戦争その他の変乱（*）

＜特約高度障害保険金＞

1. 保険契約者、または主契約の被保険者の故意
2. 戦争その他の変乱（*）

＜ご注意＞

（*）については、その当該被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、給付金の全額もしくは一部をお支払いします。

2. 重大事由による解除の場合

◆つぎのような事由に該当し、ご契約が解除されたとき、たとえ、給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

1. ご契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致をしたとき
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があったとき
3. ご契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
4. 付加されている特約が重大事由により解除されたとき
5. その他ご契約または付加している特約を継続することを期待しえない上記1. 2. 3. 4. と同等の事由があるとき

3. 告知義務違反による解除の場合

◆告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、保険金・給付金のお支払事由が生じていても保険金・給付金をお支払いすることはできません。

4. ご契約の失効の場合

◆保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に保険金・給付金の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）が生じた場合、保険金・給付金をお支払いすることはできません。

7

保険契約の無効について

1. 詐欺による無効

保険会社は、保険契約者または被保険者が詐欺により保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

2. 不法取得目的による無効

保険会社は、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約を無効とし、お払込みいただいた保険料は払い戻しません。

8

健康状態や職業などの告知義務

1. 告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業**などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

なお、医師の診察を受け、医師の診察結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

嘱託医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。

2. 告知の方法

● 診査を行なうご契約の場合（診査扱）

当社指定の医師が被保険者の過去の病歴（病名、治療期間など）などについていろいろおたずねいたしますので、**その医師に口頭により告知してください**。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでその内容をご確認のうえご署名ください。

● 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合

被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

● 診査を行なわないご契約の場合（告知書扱）

ご契約者または被保険者ご自身で告知書にありのままを記入してください。

<ご注意>

◆告知受領権について

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権がなく、**生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

9

ご契約のお断りと特別条件

- ◆当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。ご契約をお断りすることもございますが、「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不担保」等の特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。**（傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります。）**

<ご注意>

特別条件が適用されている場合には、ご契約や付加されている特約の更新をお取扱いしないことがあります。

10

告知が事実と相違する場合

- ◆告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 責任開始期または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

<例>

胃潰瘍の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ保険金や給付金をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・責任開始期または復活日からの年数は問いません。
(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも無効となる場合があります。)
- ・また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

11**保険証券の確認**

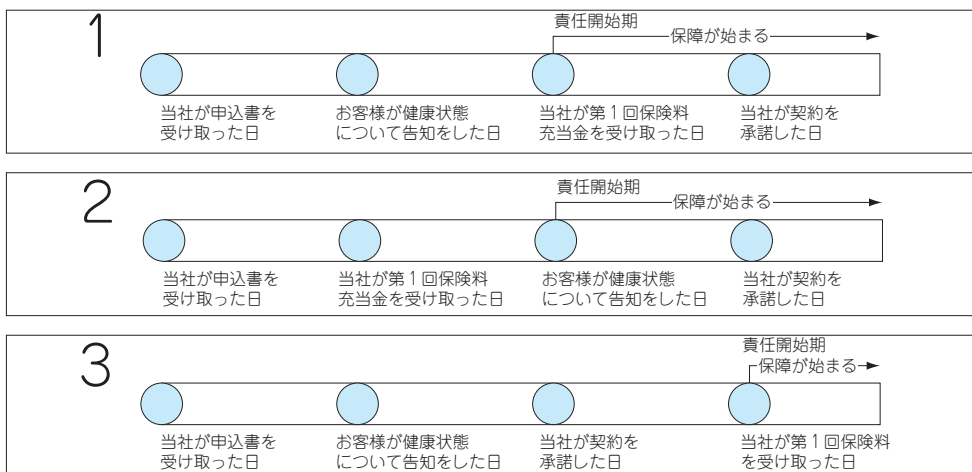
- ◆ご契約をお引受けしますと、「保険証券」をご契約者にお送りします。
- ◆お申込みの内容が相違していないかどうか、よくお確かめください。
万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐに支店またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル 0120-211-901）までご連絡ください。

12

保障の責任開始期

お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

◆責任開始期を図示すると、つぎのとおりになります。



<お願い>

第1回保険料に充当する金額をお払込みされたときは、必ず引換えに当社所定の領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受取りください。

<ご注意>

がん入院給付金、がん診断給付金についての責任開始期は上記にかかわらず以下のとおりとなります。

- 主契約締結の際、がん入院特約、がん診断給付金特約を主契約に付加する場合
主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。
- 主契約の契約日後、がん入院特約、がん診断給付金特約を主契約に付加する場合
会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

13

保険料をまとめて払い込む方法

1. 保険料の一括払（月払契約の場合）

当月以降の保険料を3か月分以上まとめてお支払いいただきますと、割引があります。

2. 保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）

将来の保険料を2年以上まとめて前納するお取扱いがあります。この場合には、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で割引いて計算した保険料前納金をお支払いいただきます。

- 保険料前納金は、当社所定の利率（この利率は経済情勢により変更することがあります。）で積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料のお支払いにあてられます。
- 前納期間が満了した場合または保険料のお払込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を払い戻します。（前納期間中途でのお申出による保険料前納金の残額の払戻しはしません。）

くわしくは、当社の代理店、支店または本社までご相談ください。

14

保険料の払込方法について

大切なご契約を有効に継続していただくために、保険料は払込期月中につきのいずれかの方法によってお払込みください。

1. 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関などで、ご契約者の指定した口座から、保険料が自動的に振替えられます。

くわしくは、「保険料口座振替特約条項」をご覧ください。

2. 団体・集団を通じてのお払込み

団体扱または集団扱契約の場合、団体または集団を経由して保険料をお払込みいただきます。この場合、領収証は個々のご契約者ではなく、団体または集団代表者にまとめて1枚お渡しします。

くわしくは、「団体扱特約条項Ⅰ」、「団体扱特約条項Ⅱ」または「集団扱特約条項」をご覧ください。

<上記以外の方法による一時的お払込み>

上記2つのいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が、払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ一時的に下記いずれかの方法によりお支払い下さい。

- ・ 振込依頼書をお送りしますので、金融機関窓口にてお払込み下さい。
受取書は保険料領収証のかわりになりますので大切に保存願います。
- ・ 会社の本社または会社の指定した場所に持参してお払込み下さい。

<お願い>

- 万一、払込期月中に払込案内が届かなかった場合などには、お手数でも当社の代理店、支店または本社までご連絡ください。
- 払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合もすみやかに、当社の代理店、支店または本社までお申出ください。
(あらたな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも当社までお払込み願います。)

15

保険料率の変更

以下の主契約および特約につきまして、会社は、給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料率を変更することがあります。

(主契約) 医療保険

(特約) 入院初期給付特約、退院後療養特約、がん入院特約、がん診断給付金特約

16

払込猶予期間とご契約の効力

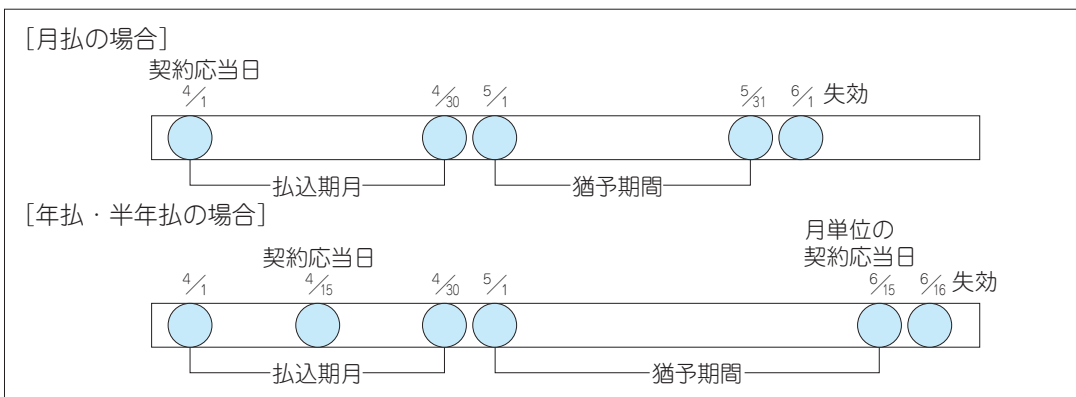
◆保険料の払込猶予期間はつぎのとおりです。

月払の場合……………払込期月の翌月初日から末日まで

年払・半年払の場合……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(※)

(※) 年払・半年払の場合、払込期月内の契約応当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で猶予期間が満了することになります。

(例)



◆猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。(失効)

17

効力を失ったご契約の復活

保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から1年以内であればご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、

- あらためて告知または診査をしていただきます。
(健康状態などによっては復活ができないこともあります。)
- その結果、当社が復活を承諾したときは、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。
- 当社が復活を承諾した場合には、失効した日から復活する日までの延滞保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

<ご注意>

解約返戻金を請求された後は復活のお取扱いをいたしません。

18

お払込みが困難なときの継続方法

保険料払込のご都合がつかないときでも、つぎの方法でご契約を有効に継続させることができます。

このようなとき	このような方法	
保険料の負担を軽くされたいとき	入院給付金日額の減額	<ul style="list-style-type: none"> * 入院給付金日額は小さくなり、付加されている特約も減額されることがあります。 * なお、減額部分は解約されたものとして取り扱います。 * 減額後の入院給付金日額等が会社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。

- 医療保険は、「振替貸付」、「契約者貸付」、「延長定期保険への変更」または「払済保険への変更」のお取扱いは行っておりませんので、ご注意ください。

<ご注意>

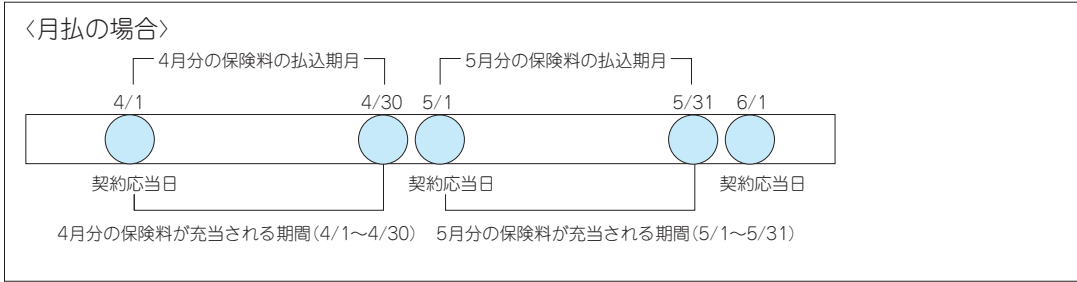
- 「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が適用された主契約および特約（終身保険特約、定期保険特約を除きます。）については、減額をされますと、お受け取りになる返戻金は全くありません。
- 無事故給付金特約のみの減額はできません。

19

保険金・給付金など支払いの際の保険料清算

- ◆保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(例)

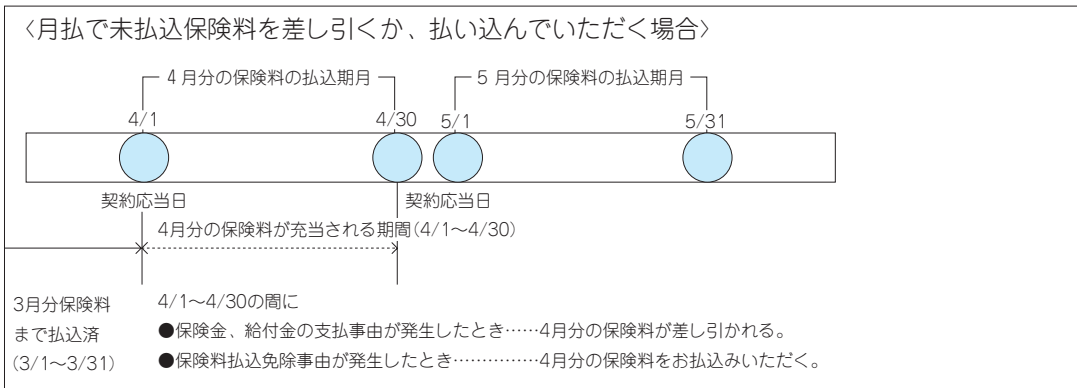


- ◆したがって、保険金支払事由、給付金支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱われます。

保険金支払のとき……………未払込保険料が保険金から差し引かれます。
 給付金支払のとき……………未払込保険料が給付金から差し引かれます。
 (給付金が未払込保険料より少ないときは)
 猶予期間内に保険料を払い込んでください。)

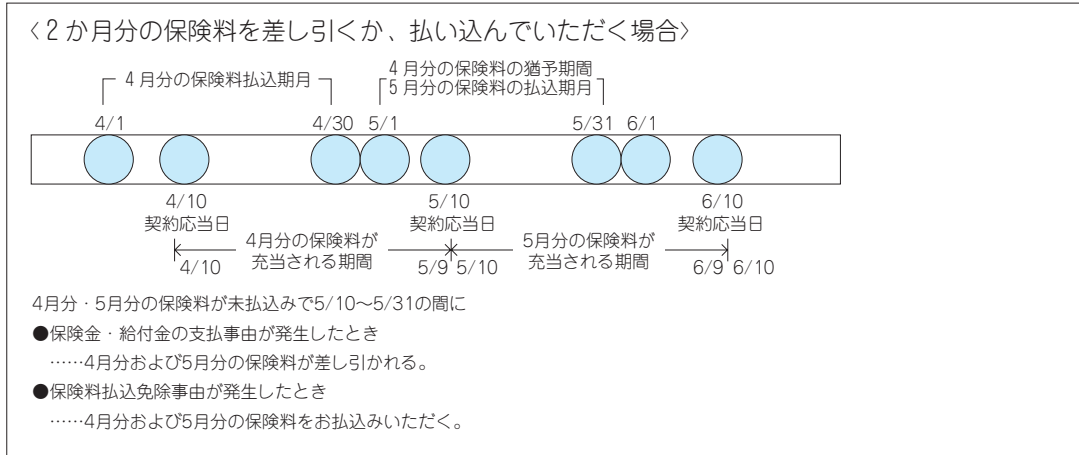
保険料払込免除のとき……………未払込保険料をお払込みいただきます。

(例)

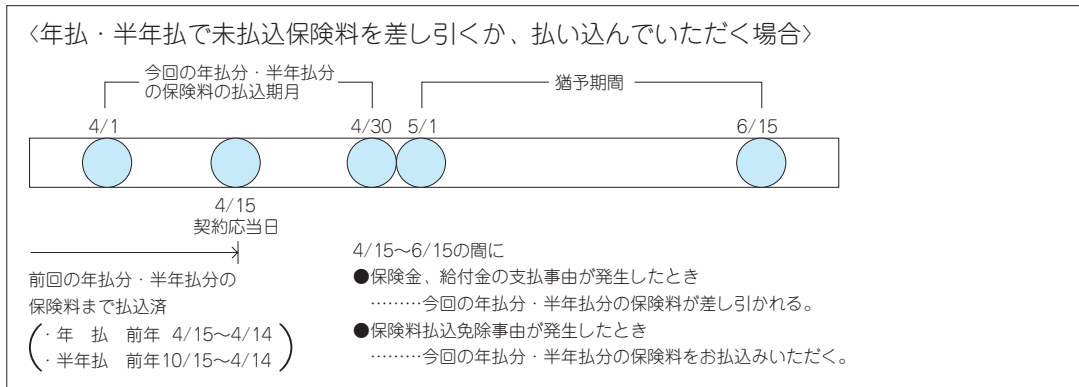


- ◆なお、月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金・給付金から差し引くか、払い込んでいただきます。

(例)

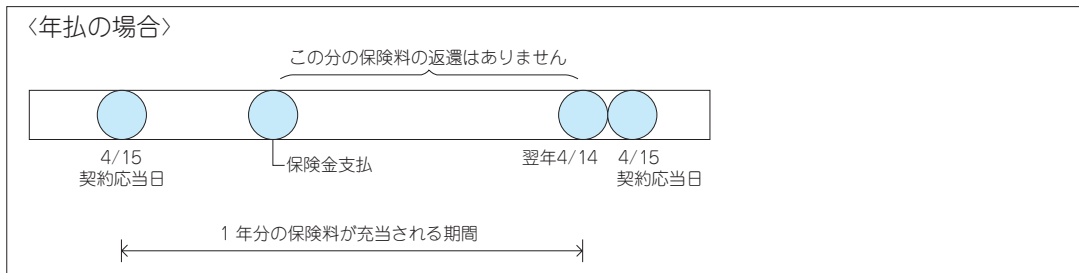


(例)



- ◆保険金支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれている場合、未経過期間分の返還はありません。

(例)



20

ご契約の解約と解約返戻金

- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですから、ぜひ永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、これまでより保険料が割高になります。

解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の保険金などのお支払いに、また他の一部は契約の締結・継続に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が解約の際に払い戻されます。
- 解約返戻金の額は、年齢・性別・保険料払込期間などによって異なります。
- 効力のなくなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

ご継続を迷われた際には、ぜひお気軽にご相談ください。

- お払込みが困難なとき……入院給付金日額の減額の方法があります。

18. お払込みが困難なときの継続方法 をご覧ください。

<ご注意>

- 「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が適用された主契約および特約（終身保険特約、定期保険特約を除きます。）については、解約をされますと、お受け取りになる解約返戻金は全くありません。また、「解約返戻金のない保険契約に関する特則」のみの解約はできません。
- 無事故給付金特約のみの解約はできません。また、主契約の給付金が支払われた場合には、無事故給付金特約についての解約返戻金はありません。
- なお、解約される場合には、別途、解約返戻金がないことを確認した旨の署名と押印のある書面をいただきますので、ご了承ください。

<ご注意>

「解約返戻金のない保険契約に関する特則」を付加される場合には、解約返戻金のないことを十分にご確認の上で、お申込みください。なお、解約返戻金のないことをご確認いただくため、重要事項説明書（注意喚起情報）の「了知・確認欄」に、ご署名・ご押印をお願いいたします。

21

保険契約者・保険金受取人の変更

1. 保険契約者の変更

- ◆ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- ◆保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新保険契約者に引き継がれます。

2. 特約死亡保険金受取人の変更

- ◆ご契約者は、被保険者の同意を得て、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
(注) 特約死亡保険金支払事由発生後は受取人の変更ができません。

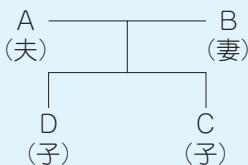
<お願い>

死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに会社にご連絡ください。

- ◆新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ◆万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、死亡保険金の支払事由が発生した場合は、つぎのような取扱いとなります。

(例)

(保険契約者・被保険者 Aさん)
(保険金受取人 Bさん)



Aさんより先にBさんが死亡し、その後保険金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（保険金支払事由の発生）した場合

Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが保険金受取人となります。

- 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

(注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、支店または本社までご連絡ください。

3. 保険金の税法上の取扱い

- ◆生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- ◆保険契約者または保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを充分ご確認のうえご請求願います。(24. 生命保険と税制上の特典 をご覧ください。)

22

住所変更などの場合

- ◆ 転居、住居表示の変更などによって、ご住所を変更されたときは、ただちに支店または本社までご連絡ください。

ご連絡いただきたい事項

- 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- 保険契約者名
- 新住所と電話番号
- 旧住所

- ◆ 保険契約者・被保険者・保険金受取人が改姓または改名されたとき、あるいは保険証券を紛失または盗難にあわれたときも、ただちに支店または本社までご連絡ください。

<お願い>

保険証券・領収証は大切に保存してください。

23

保険金・給付金の請求訴訟

保険金・給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支店所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

〔ただし、契約日から1年以内に発生した事由に基づく保険金・給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所のみを、合意による管轄裁判所とします。〕

24

生命保険と税制上の特典

(平成18年4月現在)

1. 生命保険料控除の特典

- ◆当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料については、つぎの割合でその年の所得から控除されますので、それに応じて所得税と住民税が軽減されます。
- ◆年末調整または確定申告のときお忘れなくご申告ください。

[所得税の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から 50,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 12,500円
50,001円から 100,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 25,000円
100,001円以上	一律50,000円

[住民税の生命保険料控除]

生命保険料の金額	控除される金額
15,000円以下	全額
15,001円から 40,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{2}$ + 7,500円
40,001円から 70,000円まで	生命保険料 $\times \frac{1}{4}$ + 17,500円
70,001円以上	一律35,000円

- ◆保険料の金額が1契約につき9,000円をこえるときは、当社が「生命保険料控除証明書」を発行いたします。年末調整または確定申告のときに添付しなければなりませんので、そのときまで大切に保管してください。（団体扱契約の場合は、団体事務責任者の証明ですみますから必要ありません。）

2. 給付金の特典

- ◆入院給付金、入院初期給付金、手術給付金、退院療養給付金、診断給付金には、受取人が次のような場合には税金がかかりません。
 - (1) 被保険者本人
 - (2) 被保険者の配偶者
 - (3) 被保険者の直系血族または生計を一にするその他の親族

3. 保険金の取扱い

◆契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり保険金に対する税金が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	受取人	
死亡 保険 金	契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税

◆生命保険金非課税扱いの特典

契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金（契約が2件以上の場合は合計します。）は「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税扱いになります。

(相続税法第12条)

◆高度障害保険金の非課税扱いの特典

高度障害保険金は非課税扱いになります。ただし、ご契約者が法人で、かつ高度障害保険金の受取人である場合を除きます。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)

保険金・給付金などのご請求方法

- ◆保険金・給付金などの支払事由が生じた場合には、支店または本社までご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

<ご注意>

保険金、給付金、解約返戻金、保険料払込免除などのご請求は、お支払いまたは免除の事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

- ◆保険金・給付金などの諸手続に必要な書類は普通保険約款および特約条項の別表1をご覧ください。ただし、当社は掲載以外の書類の提出を求め、また、掲載書類のうち一部の省略を認めることがあります。

医療保険普通保険約款 目次

この保険の概要	14. 保険契約者
1. 被保険者の型および被保険者の範囲	第26条 保険契約者の代表者 ……44
第1条 被保険者の型および被保険者の範囲 ……38	第27条 保険契約者の変更 ……44
第2条 被保険者資格の得喪 ……38	第28条 保険契約者の住所の変更 ……44
第3条 配偶者または子の入院給付金日額 ……38	15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理
2. 入院給付金の支払限度の型	第29条 年齢の計算 ……44
第4条 入院給付金の支払限度の型 ……38	第30条 契約年齢および性別の誤りの処理 ……44
3. 給付金の支払	16. 契約者配当
第5条 給付金の支払 ……38	第31条 契約者配当 ……44
第6条 給付金の請求、支払時期および支払場所 ……40	17. 時効
4. 主たる被保険者の死亡	第32条 時効 ……44
第7条 主たる被保険者の死亡 ……40	18. 被保険者の業務、転居および旅行
5. 保険料払込の免除	第33条 被保険者の業務、転居および旅行 ……44
第8条 保険料払込の免除 ……41	19. 保険契約の更新
第9条 保険料の払込を免除しない場合 ……41	第34条 保険契約の更新 ……45
第10条 保険料払込免除の請求 ……41	20. 保険料率の変更
6. 会社の責任開始期	第35条 保険料率の変更 ……45
第11条 会社の責任開始期 ……41	21. 管轄裁判所
7. 保険料の払込	第36条 管轄裁判所 ……45
第12条 保険料の払込 ……41	22. 契約内容の登録
第13条 保険料の払込方法（経路） ……42	第37条 契約内容の登録 ……45
第14条 保険料の前納または一括払 ……42	23. 解約返戻金のない保険契約に関する特則
8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効	第38条 解約返戻金のない保険契約に関する特則 ……46
第15条 猶予期間および保険契約の失効 ……42	24. 災害不担保特則
9. 保険契約の復活	第39条 災害不担保特則 ……46
第16条 保険契約の復活 ……42	別表1 請求書類 ……47
10. 詐欺および不法取得目的による無効	別表2 対象となる不慮の事故 ……47
第17条 詐欺および不法取得目的による無効 ……42	別表3 対象となる高度障害状態 ……48
11. 告知義務および保険契約の解除	別表4 対象となる身体障害の状態 ……48
第18条 告知義務 ……43	別表5 対象となる手術および給付倍率表 ……48
第19条 告知義務違反による解除 ……43	別表6 病院または診療所 ……50
第20条 保険契約を解除できない場合 ……43	別表7 入院 ……50
第21条 重大事由による解除 ……43	
12. 解約および解約返戻金	
第22条 解約 ……43	
第23条 解約返戻金 ……43	
13. 契約内容の変更	
第24条 入院給付金日額の減額 ……44	
第25条 被保険者の型の変更 ……44	

医療保険普通保険約款

(平成16年6月2日改正)

(この保険の概要)

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

- (1) 疾病入院給付金
被保険者が保険期間中に疾病の治療を目的として入院をしたときに支払います。
- (2) 災害入院給付金
被保険者が保険期間中に不慮の事故による傷害の治療を目的として入院をしたときに支払います。
- (3) 手術給付金
被保険者が保険期間中に疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として手術を受けたときに支払います。
- (4) 保険料の払込免除
主たる被保険者が保険料払込期間中に所定の高度障害状態になったとき、または不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

1. 被保険者の型および被保険者の範囲

(被保険者の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この保険契約の締結の際、つぎのいずれかの被保険者の型を選択するものとします。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

2. この保険契約において「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

- (1) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この保険契約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
- (2) 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この保険契約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この保険契約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

(被保険者資格の得喪)

第2条 この保険契約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この保険契約の締結時

に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この保険契約の締結時にこの保険契約の被保険者の資格を取得します。

2. この保険契約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの保険契約の被保険者の資格を取得します。
3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この保険契約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの保険契約の被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - (2) 子が満20歳に達した日の直後のこの保険契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の入院給付金日額)

- 第3条 この保険契約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院給付金日額は、主たる被保険者について定められた入院給付金日額の60%相当額とします。
2. 配偶者または子について定められた入院給付金日額は、主たる被保険者について定められた入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

2. 入院給付金の支払限度の型

(入院給付金の支払限度の型)

第4条 この保険契約の各被保険者の入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの保険契約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	通算
60日型	災害入院給付金	60日	1,095日
	疾病入院給付金	60日	1,095日
120日型	災害入院給付金	120日	1,095日
	疾病入院給付金	120日	1,095日
1,095日型	災害入院給付金	1,095日	1,095日
	疾病入院給付金	1,095日	1,095日

2. 前項の通算支払限度において、第25条（被保険者の型の変更）の規定により被保険者の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。
3. 第1項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。

3. 給付金の支払

(給付金の支払)

第5条 この保険契約において支払う給付金は、つぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
疾病入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額×入院日数	主たる被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) 疾病の治療を目的とすること (3) 入院日数が継続して2日以上であること (4) 別表6に定める病院または診療所における別表7に定める入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 当該被保険者の薬物依存 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱
災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額×入院日数	主たる被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因とする入院であること (2) 傷害の治療を目的とすること (3) 不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること (4) 同一の不慮の事故による入院日数が継続して2日以上であること (5) 別表6に定める病院または診療所における別表7に定める入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争その他の変乱
手術給付金	手術1回につき、別表5に定める給付倍率×入院給付金日額	主たる被保険者	被保険者が保険期間中につきの条件のすべてを満たす手術を受けたとき (1) 責任開始期以後に生じたつぎのいずれかを直接の原因とする手術であること ① 疾病 ② 不慮の事故による傷害	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原

手術給付金	手術1回につき、入院給付金日額×別表5に定める給付倍率	主たる被保険者	③ 不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 疾病または傷害の治療を直接の目的とすること (3) 別表5に定めるいずれかの種類の手術であること (4) 別表6に定める病院または診療所における手術であること	因とする事故 (4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 当該被保険者の薬物依存 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱
-------	-----------------------------	---------	--	--

- つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして前項の規定を適用します。
 - 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - 責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院。ただし、会社が認めたときに限ります。
- 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。
- 被保険者が「疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および第4条（入院給付金の支払限度の型）第1項の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じた金額とします。
- 被保険者が「災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第4条第1項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限り、
- 疾病入院給付金と災害入院給付金の支払事由が重複する

- 場合には、会社は、疾病入院給付金と災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、災害入院給付金が支払われる期間については、疾病入院給付金を支払いません。また、重複して支払われない疾病入院給付金の入院日数については、入院給付金の支払限度の計算には算入しません。
8. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
 9. 被保険者が第1項に規定する入院中につきの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなして、本条の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 保険期間が満了したとき
 - (2) 主たる被保険者の死亡によりこの保険契約が消滅したとき
 - (3) この保険契約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの保険契約の被保険者の資格を喪失したとき
 10. 被保険者の入院中に入院給付金日額が変更された場合には、疾病入院給付金、災害入院給付金および手術給付金の支払額は、各日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
 11. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 12. 被保険者が、時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、対象となる手術および給付倍率表（別表5）に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
 13. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に受けた手術は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 14. 保険契約者が法人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を疾病入院給付金、災害入院給付金および手術給付金の受取人とします。ただし、同時に付加されている特約に特約死亡保険金受取人が定められている場合には、その受取人は法人であることを要します。
 15. 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（給付金の請求、支払時期および支払場所）

第6条 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給

- 付金の受取人はすみやかに会社に通知してください。
2. 給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して給付金を請求してください。
 3. 前項の場合に、給付金の受取人が主たる被保険者で、主たる被保険者に給付金を請求できない特別な事情があるときは、主たる被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合には、主たる被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主たる被保険者のために主たる被保険者に代わって給付金を請求することができます。
 4. 前項の規定により会社が給付金を代理人に支払ったときは、その後に給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 5. 給付金の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 6. 給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本店に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店で支払います。
 7. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで給付金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

4. 主たる被保険者の死亡

（主たる被保険者の死亡）

- 第7条 主たる被保険者が死亡した場合には、主たる被保険者が死亡したときにこの保険契約は消滅します。この場合、保険契約者またはその承継人は、ただちに会社に通知してください。
2. 前項の場合、この保険契約の消滅時に2年をこえて継続して被保険者であった者は、保険契約の消滅時から1か月以内であれば被保険者選択を受けることなく、つぎの保険契約を新たに締結することができます。
 - (1) 保険契約が「本人・配偶者型」の場合
配偶者を主たる被保険者とする「本人型」契約
 - (2) 保険契約が「本人・子型」の場合
子をそれぞれ主たる被保険者とする「本人型」契約
 - (3) 保険契約が「本人・配偶者・子型」の場合
配偶者を主たる被保険者とする「本人・子型」契約または配偶者もしくは子をそれぞれ主たる被保険者とする「本人型」契約
 3. 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 新たに加わることができる入院給付金日額は、新たに加わする直前のそれぞれの被保険者に対する入院給付金日額と同額以下とします。
 - (2) 新たに加わする以前に支払われた給付金については、第4条（入院給付金の支払限度の型）の規定を適用します。
 4. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、前3項の取扱を行ないます。

5. 保険料払込の免除

(保険料払込の免除)

第8条 主たる被保険者がつぎの各号のいずれかに該当した場合には、会社は、つぎに到来する第12条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。

- (1) 主たる被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
- (2) 主たる被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときも同様とします。
2. 保険料の払込が免除された場合には、以後第12条（保険料の払込）に定める払込方法（回数）に応じそれぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更に関する規定を適用しません。

(保険料の払込を免除しない場合)

第9条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかにより主たる被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、第2号にあっては、その原因による高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

- (1) 保険契約者または主たる被保険者の故意
- (2) 戦争その他の変乱
2. 前条第1項第2号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかにより主たる被保険者が身体障害の状態（別表4）に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、第6号または第7号にあっては、その原因による身体障害の状態に該当した主たる被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除することがあります。
 - (1) 保険契約者または主たる被保険者の故意または重大な過失
 - (2) 主たる被保険者の犯罪行為
 - (3) 主たる被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
 - (4) 主たる被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (5) 主たる被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (6) 地震、噴火または津波
 - (7) 戦争その他の変乱

(保険料払込免除の請求)

- 第10条** 保険料払込の免除事由が生じたときは保険契約者または被保険者はすみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者は、会社に請求に必要な書類（別表1）を提出して保険料の払込免除を請求してください。
 3. 保険料払込の免除の請求については、第6条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第5項および第7項の規定を準用します。

6. 会社の責任開始期

(会社の責任開始期)

第11条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
……第1回保険料を受け取った時
- (2) 会社所定の領収証をもって第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日から起算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがあります。
5. 被保険者の型が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の締結後に出生した子については、出生した時から保険契約上の責任を負います。

7. 保険料の払込

(保険料の払込)

第12条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回つぎの各号の保険料の払込方法（回数）にしたがい、次条第1項に定める払込方法（経路）により、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
- (2) 年払契約または半年払契約の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人）に返還します。

4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きします。
5. 会社の支払うべき金額が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
7. 前2項の場合、未払込保険料の払込については第15条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
8. 保険契約者は、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
9. 月払の保険契約が入院給付金日額の減額等によって会社の定める保険料の限度を下回る場合は、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

（保険料の払込方法（経路））

第13条 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定が締結されている場合に限りです。）
2. 前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
3. 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
4. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料の前納または一括払）

- 第14条** 保険契約者は、会社所定の前納回数を限度として、将来の年払保険料または半年払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 前項の保険料前納金は、会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込に充当します。
 3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
 4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残

額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人に払い戻します。

5. 月払契約の場合には、保険契約者は、会社所定の一括払回数を限度として、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、会社所定の割引率で保険料を割引します。
6. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人に払い戻します。

8. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

第15条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金があるときはこれを請求することができます。
3. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、会社は未払込保険料を給付金から差し引きします。
4. 前項の場合、第12条（保険料の払込）第5項の規定を準用します。
5. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

9. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第16条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して1年以内は会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。
2. 保険契約の復活を会社が承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、延滞保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 第11条（会社の責任開始期）第1項の規定は、本条の場合に準用します。

10. 詐欺および不法取得目的による無効

（詐欺および不法取得目的による無効）

第17条 保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったとき

は、保険契約を無効（被保険者の型の変更の際の詐欺の場合には、新たに被保険者として加えられた部分を無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

2. 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または被保険者の型を変更したときは、その保険契約は無効（被保険者の型の変更の際の不法取得目的の場合には、新たに被保険者として加えられた部分は無効）とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

11. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第18条 会社が保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第19条 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の告知の際に事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は将来に向かって保険契約を解除（被保険者の型の変更の際の告知義務違反の場合には、新たに被保険者として加えられた部分を解除。以下同じ。）することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。またすでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第20条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結、復活または被保険者の型の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
- (2) 会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1か月を経過したとき。
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、

給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき。

(重大事由による解除)

第21条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 - (5) その他保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、給付金の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約および解約返戻金

(解約)

第22条 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(解約返戻金)

第23条 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、その他の保険契約についてはその経過年月数により計算します。

2. 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第6条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

13. 契約内容の変更

(入院給付金日額の減額)

第24条 保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 入院給付金日額の減額をするときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 入院給付金日額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
4. 入院給付金日額を減額したときは、その後の保険料を更正します。

(被保険者の型の変更)

第25条 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。

2. 被保険者の型を変更するときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受けとった時（告知の前に受けとった場合には、告知の時）
4. 本条の変更が行なわれた場合には、その後の保険料を更正します。
5. 本条の変更によりこの保険契約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
6. 本条の変更により新たにこの保険契約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの保険契約上の責任を負います。

14. 保険契約者

(保険契約者の代表者)

第26条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

(保険契約者の変更)

第27条 保険契約者またはその承継人は、主たる被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人

は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

3. 第1項の承継をしたときは、保険証券に表示します。

(保険契約者の住所の変更)

第28条 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第29条 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第30条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を更正し、過不足を精算します。
 - (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものととして保険料を更正し、過不足を精算します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、過不足を精算します。

16. 契約者配当

(契約者配当)

第31条 この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

17. 時効

(時効)

第32条 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、支払事由または保険料払込の免除事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第33条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。

19. 保険契約の更新

(保険契約の更新)

第34条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約（保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当する場合は更新できません。
 - (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき。
 - (2) 保険料払込方法（回数）が一時払のとき。
 - (3) 保険料払込期間が保険期間より短いとき。
3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、保険契約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後の保険契約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、保険契約の更新は取り扱いません。
4. 更新後の保険契約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 更新後の保険契約の入院給付金日額は、更新前の保険契約の入院給付金日額と同一とします。
6. 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
7. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、第12条（保険料の払込）第1項から第6項まで、第8項および第9項ならびに第15条（猶予期間および保険契約の失効）第1項および第3項から第5項までの規定を準用します。
8. 前項の保険料が猶予期間中に払込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
9. 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
 - (2) 第4条（入院給付金の支払限度の型）、第5条（給付金の支払）、第8条（保険料払込の免除）および第20条（保険契約を解除できない場合）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
 - (3) 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、会社は、更新後の保険契約を解除することができます。
10. 更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の保険契約により更新されることがあります。

20. 保険料率の変更

(保険料率の変更)

第35条 会社は、給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を

及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの保険の保険料率を変更するときは、将来に向ってこの保険契約の保険料または入院給付金日額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約（保険料が前納または一括払されている保険契約を含みます。）の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日に解約する方法
 - (2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の保険契約の場合
 - (ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - (イ) 会社の定めるところにより、入院給付金日額を変更する方法
 - (ウ) 変更日の前日に解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
5. 保険料変更日までに、保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

21. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

- 第36条** この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地と同一の都道府県内にある支店（同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。ただし、契約日からその日を含めて1年以内に生じた事由にもとづく給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のみをもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

22. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

- 第37条** 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日と

します。以下第2項において同じ。)

- (5) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約（入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

る傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術に対しては、第5条（給付金の支払）に規定する手術給付金は支払いません。

3. この特則のみの解約はできません。

23. 解約返戻金のない保険契約に関する特則

（解約返戻金のない保険契約に関する特則）

- 第38条** 保険契約者は、保険契約の締結の際、この特則を付加することができます。
2. この特則を付加した保険契約については、解約返戻金はありません。
 3. この特則のみの解約はできません。

24. 災害不担保特則

（災害不担保特則）

- 第39条** 保険契約者は、保険契約の締結の際、この特則を付加することができます。
2. この特則を付加した保険契約については、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第5条（給付金の支払）に規定する災害入院給付金は支払いません。
 - (2) 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によ

別表1 請求書類

(1) 給付金および保険料払込の免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1 疾病入院給付金 災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (災害入院給付金を請求する場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主たる被保険者以外の場合は戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
2 手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主たる被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3 保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項目	必要書類
1 保険契約の復活	(1) 会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書
2 解約	(1) 会社所定の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
3 契約内容の変更 ・入院給付金日額の減額 ・被保険者の型の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 新たに被保険者となる配偶者または子についての会社所定の告知書（被保険者の型の変更の場合）
4 保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また1の請求については会社の指定した医師に被保険者の診断を行なわせることがあります。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒	E 850～E 858

ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎

などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 E 860～E 869 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 E 870～E 876 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの E 878～E 879 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
12. 不慮の墜落 E 880～E 888	
13. 火災および火焰による不慮の事故 E 890～E 899	
14. 自然および環境要因による不慮の事故 E 900～E 909 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 E 910～E 915 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	
16. その他の不慮の事故 E 916～E 928 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 E 930～E 949 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	
18. 他殺および他人の加害による損傷 E 960～E 969	
19. 法的介入 E 970～E 978 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	
20. 戦争行為による損傷 E 990～E 999	

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

別表5 対象となる手術および給付倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25cm未満は除く。）	20
2.	乳房切断術	20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17.	胸郭形成術	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿管閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40

手術番号	手術の種類	給付倍率
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞開閉術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20
§上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表7 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備考

1. 治療を目的とした入院
美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
2. 同一疾病
医学上重要な関係にある一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。
3. 治療を直接の目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
4. 開頭術
「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
5. 開胸術
「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。
6. 開腹術
「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、脾臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。
7. 薬物依存
「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理局告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

備考【別表3、別表4】

1. 眼の障害
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
4. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工関節もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
 - (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）において

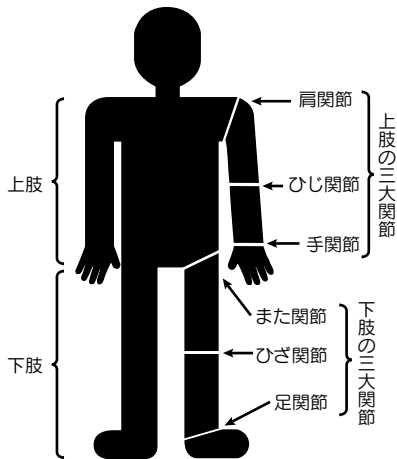
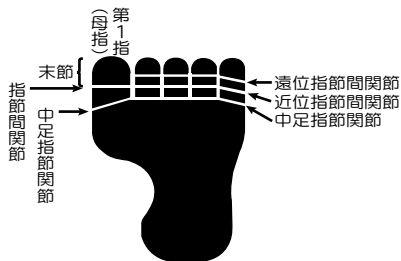
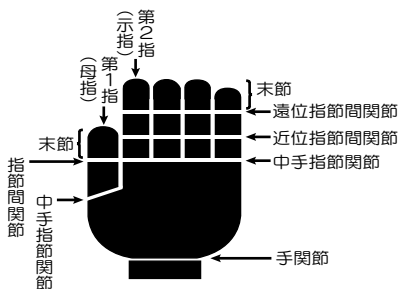
は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【身体部位の名称図】



入院初期給付特約条項 目次

この特約の概要	
第1条 被保険者の型および被保険者の範囲 ……………52	第15条 重大事由による解除 ……………55
第2条 被保険者資格の得喪 ……………52	第16条 特約の解約 ……………55
第3条 配偶者または子の入院初期給付金日額 ……………52	第17条 特約の返戻金 ……………55
第4条 入院初期給付金の支払限度の型 ……………53	第18条 特約の消滅とみなす場合 ……………55
第5条 入院初期給付金の支払 ……………53	第19条 入院初期給付金日額の減額 ……………55
第6条 入院初期給付金の請求、支払時期および支払場所 …54	第20条 被保険者の型の変更 ……………55
第7条 特約保険料の払込免除 ……………54	第21条 特約の更新 ……………56
第8条 特約の締結 ……………54	第22条 特約の契約者配当 ……………57
第9条 特約の責任開始期 ……………54	第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱 ……………57
第10条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の 払込 ……………54	第24条 特約の保険料率の変更 ……………57
第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 ……………55	第25条 管轄裁判所 ……………57
第12条 特約の失効 ……………55	第26条 主約款の規定の準用 ……………57
第13条 特約の復活 ……………55	第27条 解約返戻金のない保険契約に関する特則 ……………57
第14条 告知義務および告知義務違反 ……………55	第28条 災害不担保特則 ……………57
	別表1 請求書類 ……………58

入院初期給付特約条項

(平成16年6月2日制定)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて入院初期給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(被保険者の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

2. この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

- (1) 主たる被保険者
主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者
- (2) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
- (3) 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載

されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、誕生日から起算した満年であって、1年未満の端数は切り捨てるものとします。)

(被保険者資格の得喪)

第2条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。

- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
- (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の入院初期給付金日額)

第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院初期給付金日額は、主たる被保険者について定められた入院初期給付金日額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められた入院初期給付金日額は、主契約の被保険者について定められた入院初期給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(入院初期給付金の支払限度の型)

第4条 この特約の各被保険者の入院初期給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	給付金の種類	支払限度日数	
		1回の入院	通算
4日型	入院初期疾病給付金	4日	60日
	入院初期災害給付金	4日	60日
7日型	入院初期疾病給付金	7日	60日
	入院初期災害給付金	7日	60日

- 前項の通算支払限度において、第20条（被保険者の型の変更）の規定により被保険者の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。
- 第1項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。

(入院初期給付金の支払)

第5条 この特約において支払う入院初期給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
入院初期疾病給付金	入院1回につき、入院初期給付金日額×入院日数	主契約の給付金受取人	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金の支払われる入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 当該被保険者の薬物依存 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱
入院初期災害給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院初期給付金日額×入院日数	主契約の給付金受取人	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に発生した主約款に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因とする入院であること	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者、主たる被保険者または当該被保険者の故意または重大な過失 (2) 当該被保険者の犯罪行為 (3) 当該被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故

同一の不慮の事故による入院1回につき、入院初期給付金日額×入院日数	主契約の給付金受取人	(2) 主約款に定める災害入院給付金の支払われる入院であること	(4) 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争その他の変乱
-----------------------------------	------------	---------------------------------	---

2. つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして前項の規定を適用します。

- 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
- 責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- 責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院。ただし、会社が認めたときに限ります。

3. 被保険者が入院初期疾病給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。

4. 被保険者が入院初期疾病給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故、不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および第4条（入院初期給付金の支払限度の型）第1項の規定を適用します。ただし、入院初期疾病給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

5. 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する入院初期災害給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する入院初期災害給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院初期災害給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院初期災害給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院初期災害給付金の支払額は、主たる不慮の事故により入院初期災害給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院初期給付金日額を乗じた金額とします。

6. 被保険者が入院初期災害給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条および第4条第1項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

7. 入院初期疾病給付金と入院初期災害給付金の支払事由が重複する場合には、会社は、入院初期疾病給付金と入院初期災害給付金を重複して支払いません。この場合、入院初

期災害給付金が支払われる期間については、入院初期疾病給付金を支払いません。また、重複して支払われない入院初期疾病給付金の入院日数については、入院初期給付金の支払限度の計算には算入しません。

8. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
9. 被保険者が第1項に規定する入院中につきの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主たる被保険者の死亡により主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの保険契約の被保険者の資格を喪失したとき
10. 被保険者の入院中に入院初期給付金日額が変更された場合には、入院初期疾病給付金および入院初期災害給付金の支払額は、各日現在の入院初期給付金日額に応じて計算します。
11. 被保険者が責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
12. 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院初期給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第6条** 入院初期給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または入院初期給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 入院初期給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、入院初期給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 4. 主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院初期給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第7条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

（特約の締結）

第8条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

（特約の責任開始期）

- 第9条** この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
2. この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第10条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による入院初期給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院初期給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。
 7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後におい

て払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第11条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による入院初期給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 入院初期給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反）

第14条 この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第15条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 入院初期給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院初期給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに入院初期給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたとき

は、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または入院初期給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第16条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

（特約の返戻金）

第17条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

（特約の消滅とみなす場合）

第18条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主約款の規定による主たる被保険者にかかわる疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1,095日に達したとき
- (3) 第4条（入院初期給付金の支払限度の型）に規定する主たる被保険者にかかわる入院初期疾病給付金および入院初期災害給付金の支払日数のいずれもが通算して60日に達したとき

（入院初期給付金日額の減額）

第19条 保険契約者は、いつでも、入院初期給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院初期給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、入院初期給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

（被保険者の型の変更）

第20条 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第7条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします。
3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時

から変更の効力が生じるものとします。

- (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向けてこの特約の保険料を改めます。
 5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
 6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

- 第21条** この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
 5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
 6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
 7. 更新後のこの特約の入院初期給付金日額は、更新前のこの特約の入院初期給付金日額と同一とします。
 8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
 9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この

場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院初期給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第5条（入院初期給付金の支払）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第20条（被保険者の型の変更）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院初期給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第10条第4項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する

場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

(a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。

(b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

14. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第22条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第23条 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の入院初期給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその入院初期給付金日額を減額します。ただし、減額後のその入院初期給付金日額が会社の定める金額未滿となるときは、この特約は解約されたものとします。

3. 前項の規定によって、入院初期給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の保険料率の変更)

第24条 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料または入院初期給付金日額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。

(1) 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法

(イ) 会社の定めるところにより、入院初期給付金日額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

(2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法

(イ) 会社の定めるところにより、入院初期給付金日額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。

5. 保険料変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第25条 この特約における入院初期給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(解約返戻金のない保険契約に関する特則)

第27条 主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

2. この特則のみの解約はできません。

(災害不担保特則)

第28条 主契約において「災害不担保特則」が付加される場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 第5条（入院初期給付金の支払）に規定する入院初期災害給付金は支払いません。

(2) 第18条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが」とあるのは「疾病入院給付金の支払日数が」と読み替えます。

(3) 第18条（特約の消滅とみなす場合）第3号中「入院初期疾病給付金および入院初期災害給付金の支払日数のいずれもが」とあるのは「入院初期疾病給付金の支払日数が」と読み替えます。

2. この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
入院初期疾病給付金 入院初期災害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (入院初期災害給付金を請求する場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 当該被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本) (6) 入院初期給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

終身保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の被保険者	59
第2条 特約保険金の支払	59
第3条 特約保険金の支払方法の選択	60
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	60
第5条 特約保険料の払込免除	60
第6条 特約の締結	60
第7条 特約の責任開始期	60
第8条 特約の保険料払込期間	60
第9条 特約の保険料の払込	60
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	60
第11条 特約の失効	61
第12条 特約の復活	61
第13条 告知義務および告知義務違反	61
第14条 重大事由による解除	61

第15条 特約の解約	61
第16条 特約の返戻金	61
第17条 特約の消滅とみなす場合	61
第18条 特約保険金額の減額	61
第19条 特約保険金の受取人の代表者	61
第20条 特約死亡保険金受取人の指定または変更	61
第21条 特約の契約者配当	61
第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	61
第23条 管轄裁判所	61
第24条 契約内容の登録	62
第25条 主約款の規定の準用	62
第26条 がん保険に付加した場合の特則	62
別表1 請求書類	63
別表2 対象となる高度障害状態	63

終身保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者が死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

(特約の被保険者)

第1条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）と同一とします。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者が死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

特約高度障害保険金額	特約保険金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱
------------	--------	------------	--	--

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
3. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
4. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
6. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によ

特約

終身保険特約条項

って死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

7. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金受取人）に支払います。

(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき

(2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき

(3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき

8. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

(特約保険金の支払方法の選択)

第3条 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後はその特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

第4条 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。

3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、前項に定める書類のほか第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書

(2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

5. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

(2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険料払込期間)

第8条 この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第9条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐取行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. この特約が次条の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払）第7項の場合は除きます。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(特約保険金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約保険金の受取人の代表者)

第19条 特約保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。

(特約死亡保険金受取人の指定または変更)

第20条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、特約死亡保険金受取人を指定または変更することができます。

2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
4. 特約死亡保険金受取人の死亡時以後、特約死亡保険金受取人の変更が行われていない間に特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で特約死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を特約死亡保険金受取人とします。
5. 前項により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(特約の契約者配当)

第21条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第22条 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
3. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(管轄裁判所)

第23条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第24条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を

準用します。

(がん保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約をがん保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の責任開始期）中「主契約の責任開始期」とあるのは「主契約の保険期間の始期」と読み替えます。
- (2) 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）中「入院給付金日額」とあるのは「がん入院給付金日額」と読み替えます。
- (3) 被保険者が告知前または告知の時から主契約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- (4) 前号の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - (ア) 告知前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (イ) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (ウ) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- (5) 前2号の適用がある場合には、第13号（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
- (6) 被保険者が主契約の責任開始期前に主約款に定めるがんを直接の原因として、死亡または高度障害状態（別表2）に該当した場合には、第2条（特約保険金の支払）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書 (ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 特約死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。

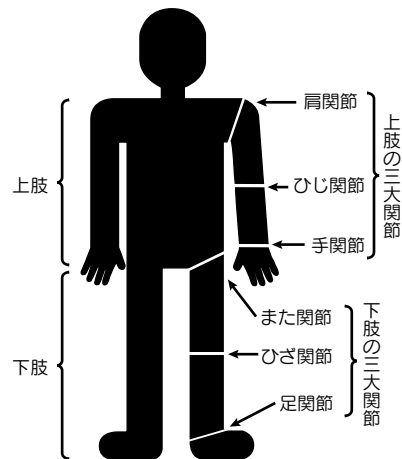
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みがない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



特約

終身保険特約条項

定期保険特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の被保険者	64
第2条 特約保険金の支払	64
第3条 特約保険金の支払方法の選択	65
第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所	65
第5条 特約保険料の払込免除	65
第6条 特約の締結	65
第7条 特約の責任開始期	65
第8条 特約の保険期間および保険料払込期間	65
第9条 特約の保険料の払込	65
第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	66
第11条 特約の失効	66
第12条 特約の復活	66
第13条 告知義務および告知義務違反	66
第14条 重大事由による解除	66
第15条 特約の解約	66

第16条 特約の返戻金	66
第17条 特約の消滅とみなす場合	66
第18条 特約保険金額の減額	66
第19条 特約保険金の受取人の代表者	66
第20条 特約死亡保険金受取人の指定または変更	66
第21条 特約の更新	67
第22条 特約の契約者配当	67
第23条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱	67
第24条 管轄裁判所	67
第25条 契約内容の登録	67
第26条 主約款の規定の準用	68
第27条 がん保険に付加した場合の特則	68

別表1 請求書類	69
別表2 対象となる高度障害状態	69

定期保険特約条項

(平成18年8月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

(特約の被保険者)

第1条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者（以下「被保険者」といいます。）と同一とします。

(特約保険金の支払)

第2条 この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

特約保険金の種類	支払額	受取人	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

特約高度障害保険金	特約保険金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱
-----------	--------	------------	--	--

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたとときは、特約死亡保険金を支払います。
3. 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込の有無を除いては高度障害状態（別表2）に該当し、この特約の保険期間の満了時にその回復の見込がないことが明らかでない場合において、引き続きその状態が継続し、この特約の保険期間の満了後にその回復の見込がないことが明らかになって高度障害状態（別表2）に該当したときは、会社は、この特約の保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、この特約が更新される場合を除きます。

4. 会社が被保険者の高度障害状態（別表2）を認めて特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとみなします。
5. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
8. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金受取人）に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
9. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

(特約保険金の支払方法の選択)

第3条 保険契約者（特約保険金の支払事由発生後はその特約保険金の受取人）は、特約保険金の一時支払にかえて、会社の定めるところによりすえ置支払または年金支払を選択することができます。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第4条** 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約保険金を請求してください。
 3. 会社は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約保険金の請求の際、前項に定める書類のほかに第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類の提出を求めます。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認

書

- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 第2項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
5. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 3. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日以後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日以後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

- 第9条** この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契

約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約(当日)以後その月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

(特約の失効)

第11条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金(保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
(2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為があった場合
(3) その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特

約保険金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
2. この特約が次条の規定により消滅したときは、前項の規定を準用します。ただし、第2条(特約保険金の支払)第7項の場合は除きます。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(特約保険金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定により、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約保険金の受取人の代表者)

第19条 特約保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとしします。
2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。

(特約死亡保険金受取人の指定または変更)

第20条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、特約死亡保険金受取人を指定または変更することができます。
2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類(別表1)を提出してください。
3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
4. 特約死亡保険金受取人の死亡時以後、特約死亡保険金受取人の変更が行なわれていない間に特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者がいるときは、

その者については、その順次の法定相続人)で特約死亡保険金の支払事由の発生時に生存している者を特約死亡保険金受取人とします。

5. 前項より特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(特約の更新)

第21条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

(3) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が会社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同一とします。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条(特約の保険料の払込)第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第2条(特約保険金の支払)、第5条(特約保険料の払込免除)および第13条(告知義務および告知義務違反)

に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

12. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間満了の日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第11項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9条(特約の保険料の払込)第4項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第3項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

13. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

14. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第22条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第23条 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の保険金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

3. 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(契約内容の登録)

第25条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます。)に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別

および住所（市・区・郡までとします。）

- (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日、また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
 3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
 4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
 5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
 6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
 10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

（主約款の規定の準用）

第26条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

第27条 この特約をがん保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の責任開始期）中「主契約の責任開始期」とあるのは「主契約の保険期間の始期」と読み替えます。
- (2) 第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）中「入院給付金日額」とあるのは「がん入院給付金日額」と読み替えます。
- (3) 被保険者が告知前または告知の時から主契約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- (4) 前号の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - (ア) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (イ) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (ウ) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- (5) 前2号の適用がある場合には、第13条（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。
- (6) 被保険者が主契約の責任開始期前に主約款に定めるがんを直接の原因として、死亡または高度障害状態（別表2）に該当した場合には、第2条（特約保険金の支払）の規定は適用しません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書 (ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 特約死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、ことう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

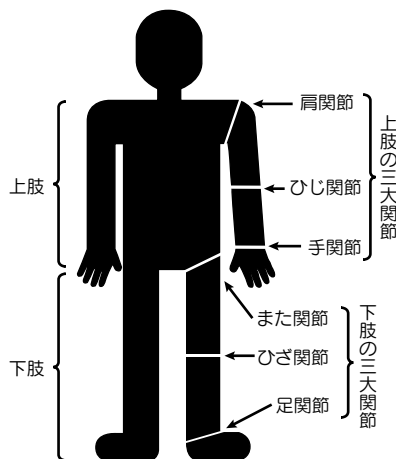
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

【身体部位の名称図】



特約

定期保険特約条項

退院後療養特約条項 目次

<p>この特約の概要</p> <p>第1条 被保険者の型および被保険者の範囲 ……70</p> <p>第2条 被保険者資格の得喪 ……70</p> <p>第3条 配偶者または子の基本退院療養給付金額 ……70</p> <p>第4条 退院療養給付金の支払 ……71</p> <p>第5条 退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所 ……71</p> <p>第6条 特約保険料の払込免除 ……71</p> <p>第7条 特約の締結 ……71</p> <p>第8条 特約の責任開始期 ……71</p> <p>第9条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 ……71</p> <p>第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 ……72</p> <p>第11条 特約の失効 ……72</p> <p>第12条 特約の復活 ……72</p> <p>第13条 告知義務および告知義務違反 ……72</p> <p>第14条 重大事由による解除 ……72</p>	<p>第15条 特約の解約 ……72</p> <p>第16条 特約の返戻金 ……72</p> <p>第17条 特約の消滅とみなす場合 ……72</p> <p>第18条 基本退院療養給付金額の減額 ……72</p> <p>第19条 被保険者の型の変更 ……72</p> <p>第20条 特約の更新 ……73</p> <p>第21条 特約の契約者配当 ……74</p> <p>第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱 ……74</p> <p>第23条 特約の保険料率の変更 ……74</p> <p>第24条 管轄裁判所 ……74</p> <p>第25条 主約款の規定の準用 ……74</p> <p>第26条 解約返戻金のない保険契約に関する特則 ……74</p> <p>第27条 災害不担保特則 ……74</p> <p>別表1 請求書類 ……75</p>
--	--

退院後療養特約条項

(平成13年7月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した後、生存して退院したときに退院療養給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(被保険者の型および被保険者の範囲)

第1条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

2. この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

- (1) 主たる被保険者
主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者
- (2) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
- (3) 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記

載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、出生日から起算した満年であって、1年未満の端数は切り捨てるものとします。）

(被保険者資格の得喪)

第2条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第2項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に前条第2項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. 前条第2項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
 - (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の基本退院療養給付金額)

第3条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の基本退院療養給付金額は、主たる被保険者について定められた基本退院療養給付金額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められた基本退院療養給付金額は、主契約の被保険者について定められた基本退院療養給付金額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されます。

(退院療養給付金の支払)

第4条 この特約において支払う退院療養給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
退院療養給付金	1回の入院のその退院につき、基本退院療養給付金額×10	主契約の給付金受取人	被保険者が、この特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす入院をした後、生存して退院したとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した事由を直接の原因とする入院であること (2) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金または災害入院給付金の支払われる入院であること (3) 前号の入院日数が20日以上であること

- 一被保険者が2回以上入院した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされるときは、継続した1回の入院とみなして前項の規定を適用します。この場合、退院療養給付金が支払われた退院日以後に開始した入院について、その後退院療養給付金の支払事由に該当しても、会社は、退院療養給付金を支払いません。ただし、退院療養給付金が支払われることとなった退院の日からその日を含めて30日を経過後に開始した入院については、新たな入院とみなして、前項の規定を適用します。
- つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時から1,095日以内のその継続している入院の退院は、この特約の有効中の退院とみなします。この場合の基本退院療養給付金額は当該各号に定める事由の発生時のそれと同額とします。
 - この特約の保険期間が満了したとき
 - 主たる被保険者の死亡により主契約が消滅し、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき
 - 主約款に規定する主たる被保険者にかかわる疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1,095日に達したために第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第2条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき

(退院療養給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第5条 退院療養給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または退院療養給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 退院療養給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、退院療養給付金を請求してください。
 - 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、

事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

- 主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による退院療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第6条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 - この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第7条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

- 第8条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。
- この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合の配偶者または子については、第2条（被保険者資格の得喪）に定める被保険者の資格を取得した時からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、出生した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第9条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
- この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 - 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 - 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による退院療

養給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、退院療養給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日まで一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第10条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約による退院療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 退院療養給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約の失効）

- 第11条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

（特約の復活）

- 第12条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反）

- 第13条** この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

- 第14条** 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があ

った場合

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 退院療養給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、退院療養給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに退院療養給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または退院療養給付金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

- 第15条** 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

（特約の返戻金）

- 第16条** この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。
2. この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。
 3. 前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

（特約の消滅とみなす場合）

- 第17条** つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 - (2) 主約款の規定による主たる被保険者にかかわる疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算して1,095日に達したとき

（基本退院療養給付金額の減額）

- 第18条** 保険契約者は、いつでも、基本退院療養給付金額を減額することができます。ただし、減額後のその基本退院療養給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 前項の規定によって、基本退院療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

（被保険者の型の変更）

- 第19条** 保険契約者は、会社の承諾を得て、第1条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第6条（特約保険料の払込免

除)の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします。
3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合には、告知の時)
4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた時からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第20条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
 - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
7. 更新後のこの特約の基本退院療養給付金額は、更新前の

この特約の基本退院療養給付金額と同一とします。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。
10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の退院療養給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第9条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項および第10条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。
11. 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第4条(退院療養給付金の支払)、第13条(告知義務および告知義務違反)および第19条(被保険者の型の変更)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、
13. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
 - (2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第9

条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の退院療養給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第9条第4項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

(a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第9条第4項および第10条の規定を準用します。

(b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

14. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第21条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第22条 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の基本退院療養給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までその基本退院療養給付金額を減額します。ただし、減額後のその基本退院療養給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

3. 前項の規定によって、基本退院療養給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

（特約の保険料率の変更）

第23条 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向かってこの特約の保険料または基本退院療養給付金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通

知します。

3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。

(1) 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法

(イ) 会社の定めるところにより、基本退院療養給付金額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

(2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法

(イ) 会社の定めるところにより、基本退院療養給付金額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。

5. 保険料変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

（管轄裁判所）

第24条 この特約における退院療養給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（解約返戻金のない保険契約に関する特則）

第26条 主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

2. この特則のみの解約はできません。

（災害不担保特則）

第27条 主契約に「災害不担保特則」が付加される場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 第4条（退院療養給付金の支払）中「疾病入院給付金または災害入院給付金」とあるのは「疾病入院給付金」と読み替えます。

(2) 第4条（退院療養給付金の支払）第3項第3号および第17条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが」とあるのは「疾病入院給付金の支払日数が」と読み替えます。

2. この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
退院療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 退院療養給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

特

約

退院後療養特約条項

がん入院特約条項 目次

この特約の概要

第 1 条	がんの定義および診断確定	76
第 2 条	被保険者の型および被保険者の範囲	76
第 3 条	被保険者資格の得喪	76
第 4 条	配偶者または子の入院給付金日額	77
第 5 条	がん入院給付金の支払限度の型	77
第 6 条	がん入院給付金の支払	77
第 7 条	がん入院給付金の請求、支払時期および支払場所	77
第 8 条	特約保険料の払込免除	78
第 9 条	特約の締結	78
第 10 条	特約の責任開始期	78
第 11 条	特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込	78
第 12 条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	78
第 13 条	特約の失効	78
第 14 条	特約の復活	78
第 15 条	責任開始期前のがん診断確定による無効	78
第 16 条	告知義務および告知義務違反	79
第 17 条	重大事由による解除	79

第 18 条	特約の解約	79
第 19 条	特約の返戻金	79
第 20 条	特約の消滅とみなす場合	79
第 21 条	がん入院給付金日額の減額	79
第 22 条	被保険者の型の変更	79
第 23 条	特約の更新	80
第 24 条	特約の契約者配当	81
第 25 条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱	81
第 26 条	特約の保険料率の変更	81
第 27 条	管轄裁判所	81
第 28 条	主約款の規定の準用	81
第 29 条	解約返戻金のない保険契約に関する特則	81

別表 1	請求書類	82
別表 2	対象となる悪性新生物	82
別表 3	病院または診療所	82
別表 4	入院	82

がん入院特約条項

(平成16年6月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者が責任開始期以後のこの特約の保険期間中にがんの治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じてがん入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(がんの定義および診断確定)

第 1 条 この特約において「がん」とは、別表 2 に定める悪性新生物をいいます。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

(被保険者の型および被保険者の範囲)

第 2 条 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの被保険者の型を選択するものとします。

型	被保険者の範囲
本人型	主たる被保険者
本人・配偶者・子型	主たる被保険者 配偶者 子
本人・配偶者型	主たる被保険者 配偶者
本人・子型	主たる被保険者 子

2. この特約において「主たる被保険者」、「配偶者」および「子」とはつぎの者をいいます。

- (1) 主たる被保険者
主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者と同一の者
- (2) 配偶者
主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。）
- (3) 子
主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った満20歳未満の者を含みます。なお、この特約において満年齢で規定した場合には、誕生日から起算した満年であって、1年未満の端数を切り捨てるものとします。）

(被保険者資格の得喪)

第 3 条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結時に前条第 2 項に定める配偶者または子に該当している者については、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。

2. この特約の締結後に前条第 2 項に定める配偶者または子に該当するに至った者については、該当した時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
3. 前条第 2 項に定める配偶者または子は、この特約の締結後、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときからこの

特約の被保険者の資格を喪失します。

- (1) 戸籍上の異動により配偶者または子に該当しなくなったとき
- (2) 子が満20歳に達した日の直後の主契約の年単位の契約応当日をむかえたとき

(配偶者または子の入院給付金日額)

第4条 この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子のがん入院給付金日額は、主たる被保険者について定められた入院給付金日額の60%相当額とします。

2. 配偶者または子について定められたがん入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められたがん入院給付金日額の変更があった場合には、同時に同じ割合で変更されず。

(がん入院給付金の支払限度の型)

第5条 この特約の各被保険者のがん入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	支払限度日数	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日
1,095日型	1,095日	1,095日

2. 前項の通算支払限度において、第22条（被保険者の型の変更）の規定により被保険者の型の変更が行なわれた場合には、変更前の支払日数を含みます。
3. 第1項により選択された支払限度の型は、相互に変更することができません。

(がん入院給付金の支払)

第6条 この特約において支払うがん入院給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん入院給付金	がん入院給付金日額×入院日数	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱い行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中につきの条件のすべてを満たす入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後にがんと診断確定されたこと (2) 診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること (3) 入院日数が継続して2日以上であること (4) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていたときには、がん入院給付金を支払いません。
3. 被保険者ががん入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった

がんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第5条（がん入院給付金の支払限度の型）第1項の規定を適用します。ただし、がん入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

4. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
5. 被保険者の入院中にごん入院給付金日額が変更された場合には、がん入院給付金の支払額は、各日現在のごん入院給付金日額に応じて計算します。
6. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主たる被保険者の死亡により主契約が消滅し、第20条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (3) この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、配偶者または子の入院中に主たる被保険者にかかわるがん入院給付金の支払日数が通算して1,095日に達したために第20条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定によってこの特約が消滅したとき
 - (4) この特約が「本人・配偶者・子型」または「本人・子型」の場合に、子の入院中にその子が第3条（被保険者資格の得喪）第3項第2号の規定によりこの特約の被保険者の資格を喪失したとき
7. 被保険者ががん以外の原因による入院中にごんの治療を開始したと会社が認めるときは、その治療を開始した日にがんの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして本条の規定を適用します。

(がん入院給付金の請求、支払時期および支払場所)

第7条 がん入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん入院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. がん入院給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、がん入院給付金を請求してください。
3. 前項の場合に、がん入院給付金の受取人が主たる被保険者で、主たる被保険者ががん入院給付金を請求できない特別な事情があるときは、主たる被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合は、主たる被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主たる被保険者のために主たる被保険者に代わってがん入院給付金を請求することができます。
4. 前項の規定により、会社ががん入院給付金を代理人に支払ったときは、その後にごん入院給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
5. がん入院給付金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
6. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定

は、この特約によるがん入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第8条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき
 - (2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
3. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第9条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

第10条 主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日(告知の前に受け取った場合は、告知の日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約が「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」または「本人・子型」の場合、この特約の締結後に第3条(被保険者資格の得喪)第2項の規定により被保険者の資格を取得した配偶者または子については、第3条第2項に定める被保険者の資格を取得した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の締結後に出生した子については、第3条第2項の規定により被保険者の資格を取得した日または前項に定めるこの特約の責任開始期のいずれか遅い日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第11条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

4. 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日(年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日)以後その月の末日までにこの特約によるがん入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

5. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)第2項の規定を準用します。
6. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向けて解約されたものとします。
7. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
8. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
9. 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第12条 保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. がん入院給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

第13条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

第14条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第10条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

(責任開始期前のがん診断確定による無効)

第15条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者またはがん入院給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。

- (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者およびがん入院給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者およびがん入院給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第16条（告知義務および告知義務違反）および第17条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

第16条 この特約の締結、復活または被保険者の型の変更に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第17条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（末遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. がん入院給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、がん入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでにがん入院給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者またはがん入院給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

（特約の返戻金）

第19条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

（特約の消滅とみなす場合）

第20条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 第5条（入院給付金の支払限度の型）に規定する主たる被保険者にかかわるがん入院給付金の支払日数が通算して1,095日に達したとき

（がん入院給付金日額の減額）

第21条 保険契約者は、いつでも、がん入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のそのがん入院給付金日額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、がん入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

（被保険者の型の変更）

第22条 保険契約者は、会社の承諾を得て、第2条（被保険者の型および被保険者の範囲）に定める被保険者の型を変更することができます。ただし、第8条（特約保険料の払込免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合は、その保険料払込の免除事由の発生時以後は、本条の変更はできません。

2. 主約款の規定により主契約の被保険者の型が変更された場合、この特約の被保険者の型は、主契約の被保険者の型の変更時から主契約と同一の型に変更されるものとします。
3. 本条の変更を会社が承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 「本人・配偶者・子型」、「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」から「本人型」への変更の場合または「本人・配偶者・子型」から「本人・配偶者型」もしくは「本人・子型」への変更の場合
……承諾日
 - (2) 前号以外の変更の場合
……会社が会社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
4. 本条の変更が行なわれた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
5. 本条の変更によりこの特約の被保険者から除かれる配偶者または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、変更前の解約返戻金と変更後の解約返戻金との差額金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
6. 本条の変更により新たにこの特約の被保険者となる配偶者または子については、会社は、変更の効力が生じた日からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を負います。

(特約の更新)

第23条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその

満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

(4) 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

(1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき

(2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新後のこのがん入院給付金額は、更新前のこの特約のがん入院給付金額と同一とします。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん入院給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第4項および第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

11. 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、

主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

(2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第5条(がん入院給付金の支払限度の型)、第6条(がん入院給付金の支払)、第10条(特約の責任開始期)、第15条(責任開始期前のがん診断確定による無効)、第16条(告知義務および告知義務違反)および第22条(被保険者の型の変更)に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、

13. この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第11条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)第6項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん入院給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第11条第4項および第12条(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)の規定を準用します。

(ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

(a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第11条第4項および第12条の規定を準用します。

(b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、

14. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対

の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

(特約の契約者配当)

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

第25条 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

- 前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約のがん入院給付金日額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までそのがん入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
- 前項の規定によって、がん入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の保険料率の変更)

第26条 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加または入院日数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

- 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向けてこの特約の保険料またはがん入院給付金日額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつきのいずれかの方法を指定してください。
 - 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合
 - 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法
 - 会社の定めるところにより、がん入院給付金日額を変更する方法
 - 変更日の前日にこの特約を解約する方法
 - 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合
 - 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法
 - 会社の定めるところにより、がん入院給付金日額を変更する方法
 - 変更日の前日にこの特約を解約する方法
- 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたものとみなします。
- 保険料変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第27条 この特約におけるがん入院給付金または保険料払込の免

除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第28条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(解約返戻金のない保険契約に関する特則)

第29条 主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

- この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

項目	必要書類
がん入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

別表2 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物	170～175
泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
その他および部位不明の悪性新生物	190～199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
上皮内癌	230～234

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、

がん診断給付金特約条項 目次

<p>この特約の概要</p> <p>第 1 条 がんの定義および診断確定 ……83</p> <p>第 2 条 特約の被保険者 ……83</p> <p>第 3 条 がん診断給付金の支払 ……83</p> <p>第 4 条 がん診断給付金の請求、支払時期および支払場所…83</p> <p>第 5 条 特約保険料の払込免除 ……84</p> <p>第 6 条 特約の締結 ……84</p> <p>第 7 条 特約の責任開始期 ……84</p> <p>第 8 条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込…84</p> <p>第 9 条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 ……84</p> <p>第10条 特約の失効 ……84</p> <p>第11条 特約の復活 ……84</p> <p>第12条 責任開始期前のがん診断確定による無効 ……84</p> <p>第13条 告知義務および告知義務違反 ……85</p> <p>第14条 重大事由による解除 ……85</p>	<p>第15条 特約の解約 ……85</p> <p>第16条 特約の返戻金 ……85</p> <p>第17条 特約の消滅とみなす場合 ……85</p> <p>第18条 がん診断給付金額の減額 ……85</p> <p>第19条 特約の更新 ……85</p> <p>第20条 特約の契約者配当 ……86</p> <p>第21条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱 ……86</p> <p>第22条 特約の保険料率の変更 ……86</p> <p>第23条 管轄裁判所 ……87</p> <p>第24条 主約款の規定の準用 ……87</p> <p>第25条 解約返戻金のない保険契約に関する特則 ……87</p> <p>別表 1 請求書類 ……88</p> <p>別表 2 対象となる悪性新生物 ……88</p>
--	---

がん診断給付金特約条項

(平成13年7月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の主たる被保険者が責任開始期以後のこの特約の保険期間中がんと診断確定されたときに、がん診断給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(がんの定義および診断確定)

第 1 条 この特約において「がん」とは、別表 2 に定める悪性新生物をいいます。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（剖検・生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。

(特約の被保険者)

第 2 条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一とします。

(がん診断給付金の支払)

第 3 条 この特約において支払うがん診断給付金はつぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
がん診断給付金	がん診断給付金額	主契約の給付金受取人	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行なわれた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前がんと診断確定されていたときには、がん診断給付金を支払いません。
3. がん診断給付金が支払われた場合には、この特約は、被保険者ががん診断給付金の支払事由に該当した時から消滅したものとみなします。

(がん診断給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第 4 条 がん診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん診断給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. がん診断給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表 1）を提出して、がん診断給付金を請求してください。
 3. 前項の場合に、がん診断給付金の受取人が主たる被保険者で、主たる被保険者ががん診断給付金を請求できない特別な事情があるときは、主たる被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合には、主たる被保険者と生計を一にする親族）が、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、主たる被保険者のために主たる被保険者に代わってがん診断給付金を請求することができます。
 4. 前項の規定により、会社ががん診断給付金を代理人に支払った場合には、その後にがん診断給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 5. がん診断給付金の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行ない、または会社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
 6. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約によるがん診断給付金の支払の場合に準用します。

特約

がん診断給付金特約条項

(特約保険料の払込免除)

- 第5条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 前項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき
 - この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

- 第6条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

- 第7条** 主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、会社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第8条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
- この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
 - 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
 - 第2項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約によるがん診断給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん診断給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 - 前項の場合、未払込保険料の払込については、第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
 - 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時

から将来に向けて解約されたものとします。

- この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間と異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- 第7項に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第9条** 保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん診断給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- がん診断給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の失効)

- 第10条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

(特約の復活)

- 第11条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第7条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行なわれた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

(責任開始期前のがん診断確定による無効)

- 第12条** 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、被保険者またはがん診断給付金の受取人の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者およびがん診断給付金の受取人のすべてが知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者および給付金の受取人のいずれか一人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
 - 本条の適用がある場合は、第13条（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 会社はつぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. がん診断給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、がん診断給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでにがん診断給付金を支払っているときは、会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者またはがん診断給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

(特約の返戻金)

第16条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. この特約が次条の規定によって消滅したときも前項と同様に取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金の払戻はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(がん診断給付金額の減額)

第18条 保険契約者は、いつでもがん診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後のそのがん診断給付金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、がん診断給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。

- (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
- (3) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
- (4) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

- (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。

6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。

7. 更新後のこの特約のがん診断給付金額は、更新前のこの特約のがん診断給付金額と同一とします。

8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん診断給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

11. 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。

(2) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしてします。

12. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

(2) 第3条（がん診断給付金の支払）、第7条（特約の責任開始期）、第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとしてします。

13. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込が免除されたときは、第1項の規定は適用せず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

(2) 前号の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、第2項、第3項、第5項から第8項まで、および第12項の規定によるほか、つぎのとおりとします。

(ア) 第4項および第9項の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第6項の規定を準用します。

(イ) 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約のがん診断給付金の支払事由が生じたときは、第10項の規定は適用せず、第8条第4項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(ウ) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、第11項および前(ア)、(イ)の規定を適用せず、つぎのとおりとします。

(a) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込の猶予期間の規定によるほか、第8条第4項および第9条の規定を準用します。

(b) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(a)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、

この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしてします。

14. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。

15. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第20条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第21条 主契約の入院給付金日額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の入院給付金日額に対するこの特約のがん診断給付金額の割合が、会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までそのがん診断給付金額を減額します。ただし、減額後のそのがん診断給付金額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとしてします。

3. 前項の規定によって、がん診断給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

（特約の保険料率の変更）

第22条 会社は、この特約の給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料率を変更することがあります。

2. 本条の規定によりこの特約の保険料率を変更するときは、将来に向かってこの特約の保険料またはがん診断給付金額を改めます。この場合、保険料率の変更時に会社の定める日の直後に到来する年単位の契約応当日（以下「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の2週間前までにつぎのいずれかの方法を指定してください。

(1) 保険料払込期間中の特約（保険料が前納または一括払されている特約を含みます。）の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受し、変更日から保険料を改める方法

(イ) 会社の定めるところにより、がん診断給付金額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

(2) 保険料一時払および保険料払込期間満了後の特約の場合

(ア) 会社の定めるところにより計算した金額を授受する方法

(イ) 会社の定めるところにより、がん診断給付金額を変更する方法

(ウ) 変更日の前日にこの特約を解約する方法

4. 前項の指定がなされないまま、変更日が到来したときは、保険契約者により前項各号ともに(イ)の方法を指定されたもののみとします。

5. 保険料変更日までに、特約保険料払込の免除事由が発生している場合、本条の適用は行ないません。

(管轄裁判所)

第23条 この特約におけるがん診断給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第24条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(解約返戻金のない保険契約に関する特則)

第25条 主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

2. この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項目	必要書類
がん診断給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (4) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

別表2 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物

疾病名	疾病の定義
悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

表2 対象となる悪性新生物の基本分類表番号

分類項目	基本分類表番号
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
骨、結合組織、皮膚、および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
・皮膚の悪性黒色腫	172
・女性乳房の悪性新生物	174
・男性乳房の悪性新生物	175
泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
その他および部位不明の悪性新生物	190～199
リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208

無事故給付金特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の被保険者	89
第2条 無事故給付金の支払	89
第3条 無事故給付金の請求、支払時期および支払場所	89
第4条 特約保険料の払込免除	89
第5条 特約の締結	89
第6条 特約の責任開始期	90
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	90
第8条 特約の保険料の払込	90
第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	90
第10条 特約の失効	90
第11条 特約の復活	90
第12条 告知義務および告知義務違反	90

第13条 重大事由による解除	90
第14条 特約の解約	90
第15条 特約の返戻金	90
第16条 特約の消滅とみなす場合	90
第17条 無事故給付金額の減額	90
第18条 特約の更新	90
第19条 特約の契約者配当	91
第20条 管轄裁判所	91
第21条 主約款の規定の準用	91
第22条 解約返戻金のない保険契約に関する特則	91
第23条 災害不担保特則	91
別表1 請求書類	92

無事故給付金特約条項

(平成13年7月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間の満了時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金のいずれもが支払われなかったときに無事故給付金として所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の被保険者)

第1条 この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一とします。

(無事故給付金の支払)

第2条 この特約において支払う無事故給付金は、つぎのとおりです。

給付金の種類	支払額	受取人	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
無事故給付金	無事故給付金額	保険契約者	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存し、かつ、この特約の保険期間中に主約款に定める疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金（以下「入院給付金」といいます。）のいずれもが支払われなかったとき

- 無事故給付金が支払われた後に、その保険期間中の入院給付金の請求を受け、その入院給付金が支払われることとなったときは、会社は、支払われた無事故給付金を差し引いて給付金を支払います。ただし、入院給付金が無事故給付金に不足する場合には、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還してください。
- この特約が更新される場合の無事故給付金の支払に関しては、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 第18条（特約の更新）第8項第2号の規定にかかわらず、更新前および更新後のそれぞれの保険期間について、

前2項の規定を適用します。

- 被保険者が同一の事由により2回以上入院し、それらの入院が主約款の規定により、1回の入院と見なされる場合で、それらの入院の最初の入院日と最後の退院日との期間中にこの特約が更新されたときは、それらの入院は、最初の入院が入院給付金の支払事由に定める入院日数に達した日の属する保険期間における入院とみなし、
- 前号に該当する場合を除き、この特約の更新時を含んで継続している主約款に規定する入院（継続した1回の入院とみなされる入院を含みます。）は、その入院が入院給付金の支払事由に定める入院日数に達した日の属する保険期間における入院とみなします。

(無事故給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第3条** 無事故給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに会社に通知してください。
- 無事故給付金を請求するときは、保険契約者は、会社に請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 - 主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による無事故給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第4条** 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
- 前項のほか、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、前2項の規定は適用しません。

(特約の締結)

第5条 保険契約者は、主契約の契約日または更新日に、被保険

者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、主契約の締結の際、主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行ない、主契約の更新日に、主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行ないます。

(特約の責任開始期)

第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の更新日に、主契約に付加する場合で、会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、主契約のその更新日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

(特約の保険料の払込)

第8条 この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第9条 保険料払込の猶予期間中に、無事故給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 無事故給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、無事故給付金を支払いません。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

(告知義務および告知義務違反)

第12条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第13条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(特約の解約)

第14条 この特約のみの解約は取り扱いません。

(特約の返戻金)

第15条 この特約が解約または解除されたときは、会社は、会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

2. 主契約の入院給付金または手術給付金が支払われた場合には、この特約の解約返戻金はありません。
3. この特約が次条の規定により消滅したときは、前2項の規定を準用します。
4. 前項の規定にかかわらず、主たる被保険者の死亡により主契約が消滅した場合には、この特約の解約返戻金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第16条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(無事故給付金額の減額)

第17条 この特約のみの減額は取り扱いません。

2. 主契約が減額された場合には、この特約も主契約と同一割合で減額します。
3. 前項の規定により、この特約の無事故給付金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱いません。

(特約の更新)

第18条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了の日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、会社は、前項の更新を取り扱いません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める最高年齢をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (4) 主契約の保険料の払込が免除されているとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 更新後のこの特約の無事故給付金額は、更新前のこの特約の無事故給付金額と同一とします。
6. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
7. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とす

る主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険料の払込）第3項の規定を準用します。

8. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - (2) 第4条（特約保険料の払込免除）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
9. この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
10. 更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、会社所定の特約により更新されることがあります。

（特約の契約者配当）

第19条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（管轄裁判所）

第20条 この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（解約返戻金のない保険契約に関する特則）

第22条 主契約において「解約返戻金のない保険契約に関する特則」が付加される場合には、この特約の解約返戻金はありません。

2. この特則のみの解約はできません。

（災害不担保特則）

第23条 主契約において「災害不担保特則」が付加される場合には、第2条（無事故給付金の支払）第1項中、「疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金」とあるのは「疾病入院給付金または手術給付金」と読み替えます。

2. この特則のみの解約はできません。

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
無事故給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

特別条件付保険特約条項

(平成18年4月2日改正)

(特別条件の適用)

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に会社の定める特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約または主契約に付加される会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

2. 前項の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、つぎの日を適用日とします。

- (1) 主契約の締結の際に適用する場合
主契約の契約日
- (2) 主契約の復活の際に適用する場合
復活の際の責任開始期の属する日
- (3) 主契約の契約日後に会社の定める特約を付加する際に適用する場合
付加する特約の責任開始期の属する日

(特別条件)

第2条 この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

- (1) 保険金削減支払法
 - ア) 適用日から起算して会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が死亡し、特定の疾病により所定の状態に該当または高度障害状態になったときは、主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額に、適用日から起算して保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、支払うべき保険金額からその支払事由に該当した時における責任準備金を控除した金額につぎの割合を乗じて得た金額と、その時における責任準備金とを合算した金額を支払います。

保険金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

- (イ) 前ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が災害または特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。以下同じ。）により、死亡した

は高度障害状態になったときは、支払うべき保険金の全額を支払います。

- (2) 給付金削減支払法
適用日から起算して会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者が入院し、手術を受けまたは入院をしたのちに退院したときは、主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき給付金額に、適用日から起算して給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、前号ア)に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、災害または特定感染症による場合は、この限りではありません。
 - (3) 特別保険料徴収法
 - ア) 主契約または主特約の保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。
 - イ) 主約款または主特約の特約条項の規定によって保険料の払込が免除された場合は、同時に特別保険料の払込を免除します。
 - ウ) 特別保険料に対する解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (4) 特定部位不担保法
適用日から起算して会社が定める不担保期間内に、別表に定める身体部位のうちこの特別条件を適用する際に会社が指定した部位に生じた疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が入院し、手術を受けまたは入院をしたのちに退院したときは、給付金を支払いません。ただし、特定感染症による場合は、この限りではありません。また、主契約の被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を言いで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。
2. 保険金削減支払法が適用された収入保障特約条項の規定により特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前項第1号の規定を準用します。

(復活の制限)

第3条 この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内に限りです。

(主約款および特約条項の規定の適用除外)

第4条 この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または部位不担保法のときはこの限りではありません。

- (1) 延長定期保険への変更
- (2) 払済保険への変更
- (3) 保険期間の変更
- (4) 保険料払込期間の変更
- (5) 保険料の払込完了の特則の適用
- (6) 保険契約の更新

特約

特別条件付保険特約条項

2. この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。

- (1) 延長定期保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または給付金削減支払法もしくは特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (2) 払済保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または給付金削減支払法もしくは特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (3) 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をともなう主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特約の適用。ただし、保険金削減支払法の場合もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または特定部位不担保法のときはこの限りではありません。
- (4) 特別条件を適用した主特約の更新および復旧。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または特定部位不担保法のときはこの限りではありません。

(医療保険に付加した場合の特則)

第5条 この特約を医療保険に付加した場合には、第3条（復活の制限）中「2年以内」とあるのは「会社所定の期間内（1年以内で定めます。）」と読み替えます。

別表 特定部位不担保法により不担保とする部位

身体部位の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	脾臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）

保険料口座振替特約条項

(平成13年7月2日改正)

(特約の適用)

第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること。

(2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該金融機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。

2. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。

4. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

(1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(2) 保険料の振替貸付が行なわれたとき。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、会社の定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日とします。また、会社の定めた日が提携金融機関の休業日に

該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。

(2) 年払契約または半年払契約の場合、振替月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

(1) 保険契約が消滅または失効したとき

特約

保険料口座振替特約条項

- (2) 保険料の前納がなされたとき
 - (3) 保険料の一括払込がなされたとき
 - (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

（主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

第9条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成13年7月2日改正）

（特約の適用）

- 第1条** この特約は、会社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもち、かつ、その口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
2. 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を以下「指定口座」といいます。

（責任開始期の特則）

- 第2条** この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次条第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

（保険料の払込）

- 第3条** この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。また、団体等の定めた日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を振り替えることによって、払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。ただし、指定口座から振り替えられた保険料が実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合には、保険料の振替がなかったものとします。

（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- 第4条** 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、団体等が定めるつぎのいずれかの方法により第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2号による場合、その取扱をするのは契約年齢に変更が生じない場合に限りです。
- （1）会社の本店または会社の指定した場所に払い込む方法。
この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定は適用しません。
- （2）第1回保険料の口座振替が不能となった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法。この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定にかかわらず、振り替えられた日を会社の責任開始期とします。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、その保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 前項の保険料については、団体等の定めにより、つぎのとおり取り扱うことがあります。
- （1）月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- （2）年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

（特約の失効）

- 第5条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。
- （1）保険契約者が指定口座を解約したとき
- （2）団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

（主約款および特約の規定の準用）

- 第6条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款および団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の規定を準用します。

（がん保険に付加した場合の特則）

- 第7条** この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 I

(平成17年12月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
 3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 団体がつぎのいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
 - (ア) その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき
 - (i) その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき
 - (ii) その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき
 - (イ) その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前(ア)から(ii)のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
 - (2) 団体が前号(ア)から(イ)のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または

被保険者の数が前項第1号に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を經由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
 3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、遡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約および無配当一時金給付型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
 4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
- (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき

- (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、
保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払
または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向けて更正します。
 3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

団体扱特約条項 II

(平成17年12月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者のあることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

(契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。

3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

(保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

(保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、保険契約者は、会社の手続きにより、当月分以後の保険料を一括払うことができま

す。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

(猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逓増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約および無配当一時金給付型医療保険契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

(特約の失効)

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
 - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
 - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください

(がん保険に付加した場合の特則)

第8条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

集団扱特約条項

(平成14年6月2日改正)

(取扱の範囲)

第1条 官公庁、会社、組合、工場、連合会、同業団体その他の団体であって、保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）の所属員またはその同居の親族もしくは使用人を被保険者とし、集団またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする保険契約については、つぎの条件を満たす限り、普通保険約款のほかこの特約を適用して、集団扱をします。

- (1) 集団の所属員である保険契約者の数が10名以上あるとき
 - (2) 集団またはその代表者が保険契約者であって、被保険者の数が10名以上あるとき
 - (3) その集団に第1号の保険契約者の数と第2号の被保険者の数とが名寄せ合算して10名以上あるとき
2. 集団扱を行なう場合には、会社は、集団代表者と集団扱協定を締結します。

(契約日の特則)

第2条 集団扱を行なう保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、集団扱保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料の払込方法は集団を通じて同一であることを要します。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中払込期月内に集団代表者を経由して払い込んでください。
3. 前項の保険料は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 保険料が払い込まれた場合には、会社は集団代表者に対する一括領収証をもって個々の保険契約に対する領収証にかえます。
5. 保険料の払込方法が月払の場合には、第2回以後の保険料の払込については、猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。

(保険料の前納または一括払)

第5条 この特約を付加した保険契約については保険料の前納または一括払は取り扱いません。

(一括保険証券)

第6条 会社は、個々の保険証券にかえて集団またはその代表者に一括保険証券を発行することがあります。

(保険契約の復活)

第7条 この特約を付加した保険契約が失効した場合には、復活することができる期間は、普通保険約款に定める保険契約の復活の規定にかかわらず、保険契約が効力を失った日から起算して3か月以内とします。

(保険期間の変更)

第8条 この特約を付加した保険契約については保険期間の変更は取り扱いません。

(特約の解約)

第9条 保険契約者は、この特約だけを解約することはできません。

(特約の消滅)

第10条 つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者または被保険者がその所属集団から脱退したとき
- (2) 集団扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項第1号から第3号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないとき
- (3) 会社と集団代表者との間に締結された集団扱協定が解除されたとき

2. 前項の規定によってこの特約が消滅したときは、個人扱の取扱に変更し、保険料率を将来に向かって更正します。この場合、この特約消滅後の保険期間は、この特約消滅前の保険期間と同一とします。ただし、個人扱の取扱への変更が、会社の定める範囲をこえる場合には、変更の取扱はしません。この場合、保険契約は最終の保険料払込に対応する保険料期間満了の日をもって消滅するものとします。

3. 前項に規定する個人扱の取扱への変更後の保険期間満了の日が、会社の定める範囲をこえる場合には、同一の保険期間への変更は行なわず、短期の保険期間とする個人扱の取扱に変更します。この場合、会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

4. 前2項に規定する個人扱の取扱への変更の場合、この特約消滅後の保険料の払込方法（回数）が年払または半年払でその保険年度の保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

5. 前項の未払込分の保険料の払込については、普通保険約款に定める猶予期間および保険契約の失効の規定を準用します。

(この特約を付加した定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、
遡増定期保険契約、医療保険契約またはがん保険契約の更新)

第11条 この特約を付加した保険契約が更新される場合には、普通保険約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ただし、保険期間を変更して更新する取扱はしません。

(この特約を付加した優良体定期保険契約の自動変更)

第12条 この特約を付加した保険契約が自動変更される場合には、普通保険約款に定める保険契約の自動変更の規定を準用します。ただし、保険期間を変更して自動変更する取扱はしません。

(がん保険に付加した場合の特則)

第13条 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条(契約日の特則)中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

MEMO

MEMO

保険会社からのお願い

- ◆転居および町名変更の場合には、お手数でも支店または本社にすぐお知らせください。
- ◆名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失などの場合には、支店または本社にすぐお知らせください。
- ◆ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ◆あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券および領収証は大切に保存してください。
- ◆保険契約についてのお問い合わせやご相談は、支店または本社「お客様サービスセンター」にお申出ください。

店 舗 一 覧

- 生命保険に関する相談・照会・苦情がございましたら、下記へお問い合わせください。

お客様サービスセンター ☎ 0120-211-901

(2006年7月現在)

所在地等		電話番号
富士生命 本社	〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 (商工中金船場ビル)	TEL 06-6261-0668
北海道支店	〒060-8635 札幌市中央区南1条西6-20-1 (富士火災札幌ビル)	TEL 011-231-6631
東北支店	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-3 (富士火災仙台ビル)	TEL 022-221-2521
首都圏支店 営業第一課	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 (K S Kビル本館)	TEL 03-5566-1800
営業第二課	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 (K S Kビル本館)	TEL 03-5566-1800
関東上信越支店	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 (K S Kビル本館)	TEL 03-5566-1801
東海・北陸支店	〒460-0008 名古屋市中区栄5-27-12 (富士火災名古屋ビル)	TEL 052-261-6681
関西支店 営業第一課	〒542-0082 大阪市中央区島之内1-7-21 (富士火災ミナミ長堀ビル)	TEL 06-6120-3501
営業第二課	〒542-0082 大阪市中央区島之内1-7-21 (富士火災ミナミ長堀ビル)	TEL 06-6120-3702
中国支店	〒730-0011 広島市中区基町12-6 (富士火災広島ビル)	TEL 082-223-5061
四国支店	〒760-8539 高松市磨屋町8-1 (富士火災高松ビル)	TEL 087-823-2112
九州支店	〒810-8637 福岡市中央区大名2-4-35 (富士火災福岡ビル)	TEL 092-771-5916
法人営業部	〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-7 (K S Kビル本館)	TEL 03-5566-1810
大阪駐在	〒542-0082 大阪市中央区島之内1-7-21 (富士火災ミナミ長堀ビル)	TEL 06-6120-3863

説明事項ご確認のお願い

医療保険（無配当）

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- ご契約申込の撤回（クーリング・オフ）について …………… 2
- 給付金などをお支払いできない場合について …………… 19
- 健康状態・職業などの告知義務について …………… 21
- 保険会社の責任開始期について …………… 24
- 保険料の払込方法について …………… 26
- 保険料の払込猶予期間とご契約の効力について …………… 27
- 保険契約の復活について …………… 28
- 解約と解約返戻金について …………… 31

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領など代理店の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。



本 社 〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 電話 (06) 6261-0668
(商工中金船場ビル)

生命保険に関する相談・照会・苦情がございましたら、下記へお問い合わせください。
お客様サービスセンター ☎ 0120-211-901 (月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00)

取扱者